

## 第2回定例会会議録

令和元年 6月 7日（金）

開 会 午前 10時 00分

### ――― 日程第1 開会宣言 ―――

○議長（小井土哲雄君） おはようございます。これより、令和元年第2回御代田町町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も、全員の出席であります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ――― 諸般の報告 ―――

○議長（小井土哲雄君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。  
木内議会事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君）

書類番号の1番をお願いいたします。

諸般の報告

令和元年6月7日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案19件・報告2件が提出されています。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり、陳情2件が提出され、受理しました。

4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。

5. 本定例会における一般質問通告者は、井田理恵議員他6名であります。

6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次ページからは、監査委員の例月出納検査、定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告をしますので、この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

仁科英一議会運営委員長。

（議会運営委員長 仁科英一君 登壇）

○議会運営委員長（仁科英一君） おはようございます。

それでは、報告いたします。

5月31日午後1時30分より、議会運営委員会を開催し、令和元年第2回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定したので、報告します。

本定例会に町長から提出された案件は、議案19件、報告2件の計21件であります。一般質問の通告者は7名であります。

2月定例会以後、提出された陳情が2件あり、これを受理しました。

これにより、会期は、本日から6月17日までの11日間とすることに決定しました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1、22ページをご覧ください。

令和元年第2回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

第 1 日目 6 月 7 日 金曜 午前 1 0 時 開会

諸般の報告

会期の決定

会議録署名議員の指名

町長招集のあいさつ

議案上程、議案に対する質疑

議案の委員会付託

第 2 日目	6 月 8 日	土曜		議案調査
第 3 日目	6 月 9 日	日曜		議案調査
第 4 日目	6 月 10 日	月曜	午前 10 時	一般質問
第 5 日目	6 月 11 日	火曜	午前 10 時	一般質問
第 6 日目	6 月 12 日	水曜	午前 10 時	常任委員会
第 7 日目	6 月 13 日	木曜	午前 10 時	常任委員会
第 8 日目	6 月 14 日	金曜	午前 10 時	全員協議会
第 9 日目	6 月 15 日	土曜		休会
第 10 日目	6 月 16 日	日曜		休会
第 11 日目	6 月 17 日	月曜	午前 10 時	閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の日時、会場について報告します。

23 ページをお願いします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

6 月 12 日	水曜	午前 10 時	委員会室 1
6 月 13 日	木曜	午前 10 時	委員会室 1

町民建設経済常任委員会

6 月 12 日	水曜	午前 10 時	委員会室 2
6 月 13 日	木曜	午前 10 時	委員会室 2

続いて全員協議会開催日程

6 月 14 日	金曜	午前 10 時	委員会室 1・2
----------	----	---------	----------

以上で報告を終わります。

○議長（小井土哲雄君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から 6 月 17 日までの 11 日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 17 日までの 11 日間と決しました。

○議長（小井土哲雄君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

8番 仁科英一議員

9番 池田健一郎議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第4 議会招集の挨拶を求めます。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 議員の皆様には、時節がら何かとお忙しい中にもかかわらず、御参集を賜り、令和元年第2回御代田町議会定例会が開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

私自身、就任から3カ月余りという短い期間ではございますが、だからこそ、まずは短期でも成果が出せる分野を考え、広報体制の充実を図ることにまずは力を注いでまいりました。

総務課防災情報係が中心となり、以下のことに取り組んでくれました。まず、紙媒体の広報やまゆりの校閲を強化し、既存のコーナーのタイトルや、寄稿していただいた文章も含めてこまめにチェックを入れる体制とし、町民の皆さんによりわかりやすい内容となるように変革を続けております。お恥ずかしながら、私も対談コーナーを持たせていただくようになりました。

町のホームページについては、町民の閲覧が多いイベントカレンダー欄の運用を改善しました。これまで、前月の25日になって、ようやく月間の予定が入力される体制でありました。そのため、前月の24日に次の月の1日の予定すら何も入っていないという、町民からすると不可解な状態で放置されていたと私は認識しておりますが、このたび、各課から遅くとも開催の1カ月前には内容を入力するように改め、各課は既に7月の予定も多数入れてくれております。7月の予定は、従来ですと6月25日にやっと公表されるものでありました。これにより、町民や町外からのお客様の予定が立ちやすくなり、イベントへのさらなる誘客の期待もできます。

今後は、ホームページを構築した事業者にも依頼し、もう少し大幅なレイアウト

変更や発信方法のさらなる変更、動画を活用し、文章もより洗練させるなど、内容の質向上などに努めてまいります。

メディア各社向けのプレスリリースは、これまでは職員の処分など、ごく特定のときにしか出していなかったようですが、小さな話題でも積極的に出していくこととしました。私自身、新聞記者を長く務めておりましたので、メディアの人間がどんな話題を好み、どういう発信の仕方だと取材したくなるか、理解している自負もございます。昨年、まだ札幌で花火大会の運営の仕事をしていたころには、私が書いたプレスリリースをもとにテレビの密着取材が1カ月以上ついたというようなこともありました。

翻って御代田町の状況ですが、既に信濃毎日新聞さんは、御代田町役場から出したプレスリリースをきっかけに取材いただき、何度も紙面で大きく報道してくださっています。町民の皆さんからは、御代田の話題が急に増えたねという声をいただいているところでございます。

今後、全県的に、また全国的に報道すべき内容、報道していただくべき内容も出てくるものと思いますし、そういう報道に応えるべく、仕事の中身、内容の改革もしていかなければならない、これが当然のことです。地元メディアから全国的メディアまで、目にとまるようなリリースを心がけてまいります。

また、プレスリリースにも出しておりますが、ドローンによる空撮広報もスタートさせております。今のところ空撮そのものは近隣の技術者をお願いしておりますけれども、目下、安全な場所で飛行訓練を重ねている防災情報係の2人が、近々国土交通省に飛行申請を出す予定であります。これまでと違った形で御代田町をアピールしてくれるようになると考えています。

役場でドローンを活用すると、町外からも恐らくドローンを飛ばしたいという町への問い合わせが増えてくると思いますので、それらの運用についてもあらかじめルール化しておき、ドローンを安全に活用してもらい、新たな人の交流を生み出してまいりたいと考えております。

何せ防災情報係、3人しかおりません。最大限の努力をしてもおのずと限界はありますが、職員として日々レベルアップしてくれていることを感じております。今後は、こうした広報マインドを全ての職員が共有し、職員全員が町の広報パーソンであるよう努力を続けてまいりたいと考えております。

さて、さきの3月議会で、私の選挙中の大きなお約束の一つでありました放課後寺子屋のプレ版として実施を報告していたプレ寺子屋に関してでございます。

本定例会でお願いしております一般会計補正予算で計上しておりますが、昨年度まで中学3年生のみを対象として実施していたステップアップスクールを中学生全体、さらには小学4年生から6年生まで拡大する形で開催することとしました。これまで1学年のみの開催だったのが、6学年に大幅拡大します。水曜日の放課後に一斉開催となりますので、お願いする先生も、従来のお二人から一気に12人へと大幅増員となりましたが、再任用の先生方や元教員の皆さんなど、お力添えをフルにいただいて開催にこぎつけることができます。各小中学校におかれましても、私の予想以上に開催を歓迎していただいており、学校の教室をそのまま利用させていただく方式となりました。これらの開催に関しては、教育委員会学校教育係の努力であります。その結果、これだけ短期間でスタートを切ることができます。担当者、担当部署にも深く感謝するところであります。

中学校の新たなステップアップスクールでは、基礎的な学習の定着及び応用的な内容の学習指導を行います。放課後の限られた時間の中で開催しますので、生徒には数学と英語のどちらか1教科を選択してもらった上で、水曜日の放課後のほか、夏休み期間もあわせて年30回ほどの開催を予定しています。

小学校では、寺子屋塾というような名称で開講します。科目は、学校からの要望が大きかった算数に絞り込みました。講師は、ステップアップスクールと同様に、教員免許を持った先生にお願いし、学校での授業の復習を基本として行い、児童の学習に対する意欲や理解を深めます。こちらも、年30回ほどの開催を予定しております。

このほか、寺子屋特別編として、ボードゲーム講座や新聞記者の模擬体験講座、クイズ、算数パズルを計画しております。

ボードゲーム講座は、今のところ7月13日土曜日を予定しております。知的好奇心を刺激し、みずから考え行動できる力を養いながら、コミュニケーションをとることのおもしろさを体験してもらいたいと考えております。

新聞記者の模擬体験講座は、夏休み中の8月7日水曜日と9日金曜日の予定です。信濃毎日新聞社読者センターに御協力をいただき、新聞記者体験を行う予定です。読者センターの皆さんは、全員編集委員という肩書きの現役記者さんでもあります。

記者として、新聞づくりの基礎を学び、町内で実際の取材、インタビューを通じた新聞づくりを体験し、社会に対する知的好奇心を醸成しつつ、コミュニケーション力や表現力を養うことを目的として計画しています。

クイズ、算数パズルの両講座に関しては、秋以降の開催を目指しており、予算等は改めて今後、議会の皆さんにお願いしていくべく考えております。

次に、今年度の浅間国際フォトフェスティバルの計画といたしまして、昨年、プレイベントとして実施した浅間国際フォトフェスティバルについて、本年は第1回として、9月14日土曜日から11月10日日曜日まで、58日間の会期で開催したいと計画を進めております。数百点の大型写真を屋内外に展示し、期間中、写真教室などのイベントを実施する予定です。特に本年は、事前に町民の方が参加する撮影会を開催し、それを作品群の一つとして会場に展示するほか、小中学校で写真教室を開催し、その作品を会場内に展示するなど、町民参加型のイベントを計画していますので、多くの皆様の御参加をお願いいたします。

昨年のプレイベント開催に関して、町民の皆さんからは、「イベントが地元で溶け込んでいない」、「地元の何の役に立つのか」という厳しい声を私自身、多数伺ってきたところです。これまで実行委員会の手前である準備委員会に、私も先々週、先週、今週とみずから出席しております。また、実行委員会の重要なパートナーである株式会社アマナさんからも、進藤社長が全ての会にお見えでした。町民の皆さんの理解が得られる企画づくり、町内各区での展示、近隣の観光マップ、飲食店、宿泊施設のマップの作成など、実行委員会の重要なパートナーである株式会社アマナさんに提案してきたところであります。

アマナさんも、昨年、町民にうまく浸透できなかったという課題を共有してくださっていますので、今回は、町民の皆さんをうまく巻き込んだ、昨年より大幅に進化した内容にできるものと確信しております。

今月20日木曜日には、役場の庁議室で、また、今月25日火曜日には、東京都内のアマナ本社でそれぞれメディア向けの発表会を行う予定です。これ以外にももちろん情報発信を積極的に行い、多くの皆さんに御来場いただけるよう取り組んでまいります。

なお、フェスティバルの企画内容等についてお知らせするため、住民説明会の開催も予定していますので、議会の皆様を初めとする多くの皆様に御出席をいただき、

第1回浅間国際フォトフェスティバルの成功に向けて、御理解と御協力をお願いいたします。

さて、本定例会に提案させていただいております案件は、専決処分事項の報告7件、事件案1件、条例案7件、補正予算案4件、報告事項2件の計21件です。

専決処分事項の報告7件につきましては、平成30年度一般会計補正予算（第8号）のほか、特別会計6会計の補正予算について、昨年度末である本年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

1件目の平成30年度一般会計補正予算（第8号）の専決は、既定の歳入歳出予算の総額から7,393万円を減額し、合計68億2,332万円としたものです。

歳入については、主として国・県補助金、ふるさと納税寄附金など、それぞれ額の確定によるものです。

歳出については、私立保育所への保育委託料262万円を増額しました。

国保特別会計への繰出金は486万円を減額し、介護保険特別会計への繰出金は350万円を減額したほか、それぞれ事業勘定による事業費の確定による専決補正となっています。

また、2件目から7件目であります特別会計6会計の補正予算については、それぞれ事業確定に専決処分をさせていただいたもので、一般会計からの繰入金等を補正しました。

事件案の1件につきましては、軽井沢町の町道との一部重複を解消するため、町道大林11号線の終点及び延長の変更について議会の議決を求めるものです。

条例案の7件につきましては、1件目の御代田町町税条例等の一部を改正する条例案は、地方税法などが一部改正され、主に自動車取得税、軽自動車税、法人税の改正など、国の税制改正に起因するものです。

2件目の御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案は、介護保険法施行令などが一部改正され、低所得者層の介護保険料の軽減に係る国の基準が示されたことに起因するものです。

3件目の御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案は、災害弔慰金の支給に関する法律などが一部改正され、災害義援資金の借りに係る保証人の規定などが緩和されたことに起因するものです。

4件目の御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例案は、国が定める同様の基準が一部改正され、保育園等の連携施設の確保の必要性などが緩和されたことに起因するものです。

5件目の御代田町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、国が定める同様の基準が一部改正され、放課後児童支援員が受講すべき研修の範囲が緩和されたことに起因するものです。

6件目の御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案は、学校教育法が一部改正され、専門職大学の制度が新設されたため、町が設置する一般廃棄物処理施設に置かなければならない技術管理者の資格の一つに専門職大学の前期課程を終了した者を加えるものです。

7件目の御代田町森林経営管理基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案は、昨年6月に森林経営管理法が公布されたことに起因するもので、今年度から新たに森林環境譲与税が市町村に配分されることとなりました。この譲与税を森林整備事業の実施年度までの間基金に積み立て、事業実施の際の財源とするため、新たに本基金を創設するものです。

補正予算案の4件につきましては、1件目の令和元年度一般会計補正予算案（第2号）は、8,188万円を増額し、歳入歳出総額を59億4,478万円とするものです。

令和元年度の当初予算は、2月に町長選挙を控えていたため、義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算で編成されていまして、今回は、政策的事業の一部を追加した肉付けの補正予算となっています。

主な歳入の補正内容につきましては、森林環境譲与税を199万円、国庫支出金では、幼児教育の無償化による子ども・子育て支援事業費補助金を428万円、文化芸術創造拠点形成事業補助金を1,650万円、緊急風疹抗体検査事業補助金を149万円、プレミアム商品券事業補助金を349万円、それぞれ増額計上しました。

また、県の内示を受け、農業競争力強化基盤事業費の補助金を1,166万円増額し、多面的機能支払事業交付金383万円を新たに計上しました。

財政収入では、旧平和台町営住宅跡地などの売り払い収入を2,060万円、諸収入では、コミュニティー事業の交付決定に伴い300万円、町債では、農業競争力強化基盤整備事業費に充てる公共事業等債を840万円、それぞれ増額計上しま

した。

歳出の新規事業につきましては、教育費では、寺子屋塾ステップアップスクールの関係経費を95万円、小中学校費の緊急時に備え、留守番電話の設置工事、携帯電話購入費等の関係経費を63万円、それぞれ増額計上しました。後者は、学校の働き方改革に連動したものであります。

農林水産業費では、多面的機能支払事業交付金の内示を受け、塩野地区と馬瀬口地区の2組織への農地維持に伴う活動組織交付金を511万円、株式会社ひらまつとの共同事業として、御代田町のイベントや町の食材をPRするディナーイベントの関係経費を103万円、それぞれ計上しました。

また、地域おこし協力隊員3名の募集経費など631万円、都市計画基本図更新業務委託料を1,328万円、それぞれ増額計上しました。

さらに、文化芸術創造拠点形成事業補助金を受け、浅間国際フォトフェスティバル関係経費を1,650万円、農業競争力強化基盤事業補助金の内示を受け、農業用排水路改良事業経費を1,623万円、これら補助事業の増額などのほか、4月の人事異動に伴う職員人件費の補正を計上しました。

2件目の介護保険事業勘定特別会計補正案（第1号）は、総額で100万円の増額補正で、介護保険システムの改修経費や職員人件費などの事務経費の増額を計上しています。

3件目の公共下水道事業特別会計補正案（第1号）は、処理場及びマンホールポンプ施設のストックマネジメント計画策定委託料の増額などで1,938万円の増額補正となっています。

4件目の御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）は、職員人件費の減額のほか、西軽井沢地区の水道管設計業務の増額をお願いするものです。

報告事項の2件につきましては、平成30年度土地開発公社の事業報告等並びに平成30年度繰越明許費繰越計算書の報告です。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議をいただき、原案どおりの御採決をいただきますようお願いを申し上げます。令和元年度第2回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） これより議案を上程します。

―――日程第5 議案第37号 専決処分事項の報告について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第5 議案第37号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の3ページをお開きください。

議案第37号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

令和元年6月7日 提出

御代田町長 小園拓志

次の4ページをお願いいたします。

専第4号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、専決処分する。

平成31年3月31日 専決

御代田町長 小園拓志

専決処分をさせていただいたのは、平成30年度一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

次の予算書の1ページをお開きください。

平成30年度の御代田町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,393万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億2,332万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の2ページから、第1表 歳入歳出予算補正につきましては、本日配付をさせていただきます。資料番号1で説明をさせていただきます。

初めに、歳入の主なものから説明をさせていただきます。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、補正額327万1,000円の増額をお願いしております。町営住宅収入等の増額でございます。

款14、国庫支出金、款15、県支出金につきましては、交付実績により増減を計上しております。主なものにつきましては、国庫負担金で、子どものための教育・保育給付費負担金131万3,000円、また、県の委託金で長野県知事選挙の委託金、マイナス129万円等を計上しております。

款16、財産収入も、実績による増減を計上しております。このうち、財産売却収入では2,943万5,000円減額をしております。土地売却収入でございますが、平和台町営住宅の跡地7区画のうち1区画の売却にとどまったため、減額等をさせていただきます。令和元年度の予算では、逆に増額をお願いしているところでございます。

款17、寄附金は、2,107万1,000円の減でございます。ふるさと納税寄附金減額によるものです。

款18、繰入金、項1、基金繰入金は1,364万1,000円で、ふるさと創生基金、役場庁舎整備基金の減額を計上したところでございます。

款21、町債は70万円の減額で、緊急防災減債事業債の減額であります。

歳入合計7,393万1,000円の減額となっております。

続きまして、歳出でございます。

款2、総務費、項1、総務管理費4,315万8,000円の減額でございます。こちら、ふるさと納税寄附金の減額によりまして、ふるさと納税特典事業委託料1,614万2,000円の減額、ふるさと創生基金の積み立て481万円の減額を計上しております。

款3、民生費、項1、社会福祉費は836万2,000円の減額です。国民健康

保険特別会計の繰出金、介護保険特別会計繰出金、それぞれ計上をしております。

項 2 の児童福祉費は、262万6,000円の増額でございます。私立保育園保育委託料の増額でございます。途中入園者の増等によります補正であります。

款 6、農林水産業費の項 3、農地費、こちら361万9,000円の減額でございます。農業集落排水の特別会計の繰出金で136万8,000円、また、農業体質強化基盤整備促進事業、また、土地改良施設維持管理適正化事業確定による減額を計上しました。

款 8、土木費、項 2、道路橋梁費は1,538万円の減額です。今冬には、降雪量、非常に少なくなったという中で、除雪委託料1,198万5,000円減額をしてございます。

項 4、都市計画費は106万9,000円の減額でございます。空家改修等補助金1件の申請があったということで、残り80万円減額をしております。

款 9、消防費は176万円の減で、自主防災組織活動育成事業補助金87万5,000円の減です。こちらも、1件の申請のみであったということで減額をしてございます。

款 11、災害復旧費の項 2、公共土木施設災害復旧費は135万円の減額でございます。昨年、災害が少なかったということで、復旧工事135万円を減額しております。

以上、歳出合計につきましては、7,393万円1,000円の減額でございます。

予算書の5ページをお開きください。

第2表の繰越明許費の補正でございます。

初めに、追加で款 8、土木費、項 2 道路橋梁費、事業名は道路維持管理経費でございます。金額320万円の計上でございます。こちらは、町道谷地沢大塚線の維持補修工事でございますして、道路隣接者との協議に不測の日数がかかっているため、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、変更です。

款 6、農林水産業費、項 3、農地費、事業名農村漁村地域整備交付金基盤整備推進事業でございます。補正前の金額1,900万円を補正後の金額1,806万4,000円とするものでございます。93万6,000円減額するものであります。こちら、児玉雨池地区の農業用排水路の改修事業でございます。繰越額確定によ

る減を計上しました。

また、款 8 土木費、項 2、道路橋梁費、都市再生整備計画事業費の補正前の金額 9,450 万円を 3,700 万円としまして、5,750 万円減額とするものでございます。当初、久能梨沢線、南浦 3 号線の 2 路線を繰り越し予定しておりましたが、南浦 3 号線完了によりまして、減額を計上いたしました。

款 10、教育費、項 2、小学校費、南小学校維持管理経費の補正前の金額 7,096 万 9,000 円を、補正後、8,159 万 4,000 円とし、1,062 万 5,000 円増額をするものでございます。こちら、南小学校の冷房設備の設置事業のうち、ガス管工事負担金の年度内精算額確定によりまして、こちらが減額となったことによりまして、繰越額を逆に増額お願いしたところでございます。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

第 3 表、地方債の補正でございます。

変更で、起債の目的、緊急防災減債事業債でございます。限度額の変更で、補正前 1,950 万円を補正後の限度額 1,880 万円とし、70 万円減額をするものでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、お認めいただくようお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

井田理恵議員。

（6 番 井田理恵君 登壇）

○6 番（井田理恵君） 6 番、井田理恵です。専決処分報告ということで、確認をお願いいたします。

一般会計補正予算書、歳入の 11 ページ、款 17、項 1、寄附金、目 2、指定寄附金、節 1、ふるさと納税寄附金 2,107 万 1,000 円の減額となった主な理由。

それから、3 件お願いします。同歳出、14 ページ、款 2、総務費、項 1、総務管理費、目 6、企画費説明欄 06001、御代田フォトフェスティバルの関係経費 956 万円減で、改修工事は当初の予定どおりで終了されたのか。

それからもう 1 点、同歳出、ページ 23 ページ、款 9、項 1、消防費、目 4、災

害対策費 19050、自主防災組織活動育成事業補助金 87万5,000円減額で、地区防災、申請が1件だったということですのでけれども、地区防災組織の立ち上げ状況が、今、どのようになっているのかお示しいただきたいと思います。確認をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、私のほうから、ふるさと納税の件と、もう1点、フォトフェスティバル関係経費の減額について御説明をさせていただきます。

初めに、ふるさと納税寄附金の2,017万1,000円の減額になった理由でございます。平成29年度と30年度の収入状況を比較しますと、8月までの収入につきましては、121万円の減額でございました。また、9月以降の収入においては、1,914万6,000円の減額と、非常に大きな減額となっております。

9月に、総務省の要請に伴いまして、返礼率を4割以下から3割以下へ見直したことが大きく影響しているものと考えられます。また、一部団体が実施をしました過度の返礼品への寄附、こちらに集中されたということも、さらに減額となった大きな要因であると考えております。

続きまして、フォトフェスティバル関係経費の956万9,000円の減額でございます。こちら、駐車場の整備と浄化槽の撤去工事、当初予定をしておりましたが、当初計画のとおり実施をさせていただいております。

なお、減額の要因でございますが、入札差金による大きな減額でございます。特に浄化槽の解体工事、こちらが非常に大きな差金が出たという結果になってございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） それでは、私のほうから、予算書23ページの自主防災組織活動助成事業補助金の件についてお答えをいたします。

平成29年度から施行しております御代田町自主防災組織活動育成事業補助金の平成30年度交付実績は1件で、馬瀬口地区自主防災会から区の防災訓練に要した経費について申請をいただきまして、4,095円の補助金を交付しました。既定

の予算額 88 万円からこれを差し引きました不用額として、87 万 5,000 円を減額したものです。

参考までに、長野県自治総合センターが実施しておりますコミュニティ助成事業にも、自主防災組織を対象とした助成メニューがございまして、平成 30 年度には向原区と児玉区が、発電機、除雪機、物置などを整備しました。

今後も、高額な防災資機材等の購入に当っては、コミュニティ助成事業のほうがある利な一面もありますため、事業内容に応じて町の補助金と県の補助金を積極的に使い分けていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、自主防災組織の結成状況につきましては、平成 30 年度には寺沢区及び清万区、この 2 団体から結成届の提出がありました。平成 29 年度までには、塩野区、三ツ谷区、広戸区、平和台区及び馬瀬口区の 5 団体が結成されており、今年度に入ってから豊昇区から結成届がありましたので、現時点では 8 団体が結成されています。行政が無理して立ち上げて、その後の活動にはつながりませんので、町内の各区において自主的な結成が推進されるよう、引き続き組織の立ち上げ等の相談や支援に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6 番（井田理恵君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 37 号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第37号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第6 議案第38号 専決処分事項の報告について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第6 議案第38号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） それでは、議案書5ページ、お願いいたします。

議案第38号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年6月7日 提出

御代田町長 小園拓志

6ページをお願いいたします。

専第5号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、専決処分する。

平成31年3月31日 専決

御代田町長 小園拓志

記といたしまして、平成30年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）でございます。

それでは、予算書の1ページ、お願いいたします。

平成30年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ286万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,592万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

ということで、2ページ、第1表をお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款4、県支出金、項1、県補助金、こちら補正額200万円の増額でございます。県の保健指導事業交付金、こちらの額の確定によりまして増額するものでございます。

款6、繰入金、項1、他会計繰入金486万2,000円の減額でございます。こちらは、事業費の確定によりまして繰入金を減額するものでございます。

歳入合計286万2,000円の減額となっております。

続いて、3ページをお願いいたします。

歳出。

款1、総務費、項2、徴税費、こちらにつきましては、補正額ございません。財源の変更となっております。

款2、保険給付費、項3、出産育児一時金294万円の減額でございます。こちら、支出額の確定に伴いまして減額を行っております。

款4、保健事業費、項2、保健事業費、こちら財源の変更のみとなっております。

款6、予備費、項1、予備費、こちら7万8,000円の増となっております。

歳出合計286万2,000円の減額でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第38号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第38号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第7 議案第39号 専決処分事項の報告について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第7 議案第39号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) それでは、議案書7ページ、お願いいたします。

議案第39号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年6月7日 提出

御代田町長 小園拓志

8ページをお願いいたします。

専第6号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、専決処分する。

平成31年3月31日 専決

御代田町長 小園拓志

記といたしまして、平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)でございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,016万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,003万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページ、第1表をお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款8、繰入金、項1、他会計繰入金350万円の減額でございます。こちら、歳出のほうの居宅介護サービス給付費、こちらの減額によるものでございます。

それから、項2、基金繰入金2,666万6,000円の減額、こちらにつきましても、事業費の減額によるものでございます。

歳入合計3,016万6,000円の減額となっております。

続いて、3ページをお願いいたします。

歳出。

款2、保険給付費、項1、保険給付費で、こちら補正額2,800万円の減額でございます。居宅介護サービスの給付費、こちらの減でございます。予算計上は、第7期の計画、こちらをもとに算出してございましたが、実際につきましては、そこまでの伸びがなかったということで減額するものでございます。

それから、款6、予備費、項1、予備費、こちら216万6,000円の減となっております。

歳出合計3,016万6,000円の減額でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第39号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第39号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第8 議案第40号 専決処分事項の報告について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第8 議案第40号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 議案書9ページをお願いいたします。

議案第40号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告をいたしますので、承認をお願いいたします。

令和元年6月7日 提出

御代田町長 小園拓志

次の10ページをご覧ください。

専第7号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について、平成30年3月31日に専決をさせていただきましたので、御承認をお願いするものでございます。

次の補正予算書、1ページをご覧ください。

平成30年度御代田町住宅新築資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款2、繰入金、項1、他会計繰入金、補正額3万8,000円の減額は、公債費繰入金と償還推進助成事業繰入金の実績による一般会計の繰り入れでございます。

款3、繰入金、補正額2,000円の増額です。

款4、諸収入、項1、貸付金元利収入、補正額2万4,000円の増額は、貸付金償還金未償還繰越分の増額によるものです。

項2、延滞金、加算金及び過料の収入はございませんでしたので、1,000円の減額でございます。

したがって、歳入合計は、補正額1万3,000円の減額とし、総額84万円でございます。

次の3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、土木費、項1、住宅費、補正額1万3,000円の減額でございます。消耗品などの役務費の減額でございます。

款2、公債費、こちらにつきましては、増減がございませんでした。

したがって、歳出合計は補正額1万3,000円の減額となり、総額84万円でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第9 議案第41号 専決処分事項の報告について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第9 議案第41号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 議案書11ページをお願いいたします。

議案第41号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告をいたしますので、承認をお願いいたします。

令和元年6月7日 提出

御代田町長 小園拓志

次の12ページをご覧ください。

専第8号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について、平成31年3月31日に専決をさせていただきましたので、御承認をお願いいたします。

次の補正予算書、1ページをご覧ください。

平成30年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ720万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,303万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款2、使用料及び手数料、項1使用料、補正額165万5,000円の減額は、当初見込みより使用料滞納繰越分の収入減によるものでございます。

款4、繰入金、項1、他会計繰入金、補正額329万8,000円の減額は、一般会計からの繰り入れでございます。

款7、町債、こちらにつきましては、建設事業費の確定に伴い減額をするもので、補正額230万円の減額でございます。

したがって、歳入合計は、補正額720万3,000円の減額となり、総額8億4,303万3,000円でございます。

次の3ページをお願いいたします。

歳出。

款1、土木費、項1、都市計画費、補正額580万6,000円の減額は、事業費の確定による減額でございます。主なものは、処理場維持管理業務委託料と管路工事の減額によるものでございます。

款2、公債費、こちらは借入金償還利子の減額によるもので、補正額139万7,000円の減額でございます。

したがって、歳出合計は補正額720万3,000円の減額となり、総額8億4,303万3,000円でございます。

次の4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正を変更いたします。

起債の目的、公共下水道事業、補正前の限度額を9,410万円から230万円を減額いたしまして、補正後の限度額を9,180万円といたしました。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上のとおり御承認をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第41号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

この際、暫時休憩します。

（午前11時06分）

（休 憩）

（午前11時16分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第10 議案第42号 専決処分事項の報告について

（平成30年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号）―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第10 議案第42号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 議案書13ページをお願いいたします。

議案第42号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告をいたしますので、承認をお願いいたします。

次の14ページをご覧ください。

専第9号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、平成31年3月31日に専決させていただきましたので、御承認をお願いいたします。

次の補正予算書、1ページをご覧ください。

平成30年度御代田町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ134万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,795万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款1、分担金及び負担金、項1、分担金、補正額47万円の減額は、新規加入者を見込んでおりましたが加入者がいなかったための減額をするものでございます。

款3、繰入金、項1、特別会計繰入金、補正額136万8,000円の減額です。一般会計からの繰入額でございます。

款4、繰越金、項1、繰越金は、繰越額の確定により補正額49万円の増額でございます。

したがって、歳入合計は補正額134万8,000円の減額となり、総額2,795万9,000円でございます。

次の３ページをお願いいたします。

歳出、款１、農林水産業費、項１、農地費、補正額１３４万８、０００円の減額は、施設修繕料、公共ます設置工事費の減額によるものでございます。

したがいまして、歳出合計は補正額１３４万８、０００円の減額となり、総額２、７９５万９、０００円でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第４２号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第４２号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第１１ 議案第４３号 専決処分事項の報告について

（平成３０年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算第１号）―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第１１ 議案第４３号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 15 ページをお願いいたします。

議案第 43 号 専決処分事項の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第 3 項の規定により報告をいたしますので、承認をお願いいたします。

令和元年 6 月 7 日 提出

御代田町長小園拓志

次の 16 ページをお願いいたします。

専第 10 号 専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について、平成 31 年 3 月 31 日に専決させていただきましたので、御承認をお願いいたします。

次の補正予算書、1 ページをお願いいたします。

平成 30 年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 84 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,123 万 6,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次の 2 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款 1、使用料及び手数料、項 1、使用料、補正額 4 万 6,000 円の減額は、浄化槽使用料の減額によるものでございます。

款 2、繰入金、項 1、他会計繰入金、補正額 120 万円の減額です。施設維持管理費の減額によるものでございます。

款 3、繰越金、こちらは補正額 39 万 8,000 円の増額です。

したがって、歳入合計は補正額 84 万 8,000 円の減額となり、総額 1,123 万 6,000 円でございます。

次の 3 ページをお願いいたします。

歳出、款 1、衛生費、項 1、保健衛生費、補正額 84 万 8,000 円の減額でござ

ございます。浄化槽の維持管理委託料の減額によるものでございます。

したがって、歳出合計は補正額 84 万 8,000 円の減額となり、総額 1,123 万 6,000 円でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 43 号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第 43 号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第 12 議案第 44 号 町道の一部廃止について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 12 議案第 44 号 町道の一部廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 17 ページをお願いいたします。

議案第 44 号 町道の一部廃止について

町道の路線を別紙のとおり一部廃止いたしましたので、道路法第 10 条第 3 項の

規定により議会の議決をお願いいたします。

一部廃止路線の位置につきましては、次の18ページの位置図とあわせてご覧ください。

町道大林11号線は、軽井沢町の町道小田井線と一部重複しているため、道路法第10条により路線が重複する場合は全部または一部を廃止することができます。また、同条3項の規定により路線認定の手續きに準じるため議会の議決を得るものとなっております。

当路線の一部は軽井沢地籍になり、西軽井沢団地北側の東台地区は昭和23年に開拓事業で進められた一団の土地にある道路であり、軽井沢町の道路管理者との協議により引き続き御代田町が管理を行うものとなりました。

ただし、軽井沢町が管理する橋梁との関係、また三差路の交差部により、位置図19ページのように終点側の一部を廃止いたします。また、変更後の起点側の経過地、地番を現在のものに改めるものでございます。

それでは、17ページにお戻りください。

中段、表をお願いいたします。変更前、路線名大林11号線、起点、御代田町大字御代田字大林4108番95先、終点、御代田町大字御代田字大林4108番76先、延長122.3m、幅員3.6mから3.8m、路面、舗装。

変更後でございます。路線名、路線名大林11号線、起点、軽井沢町大字追分字津くろふ嶋53番4先、終点、御代田町大字御代田字大林4108番1901先、延長107.0m、幅員3.6mから3.8m、路面、舗装。

理由、軽井沢町町道軽井沢小田井線と重複している一部を廃止するものでございます。

以上、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 13 議案第 45 号 御代田町町税条例等の一部を改正する

条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 13 議案第 45 号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

相澤税務課長。

（税務課長 相澤 昇君 登壇）

○税務課長（相澤 昇君） 議案第 45 号について説明いたします。

議案書 20 ページをご覧ください。

説明の前に 2 カ所の訂正をお願いしたいと思います。

まず、20 ページでございますが、議案番号、表題の次の行、3 行目の御代田町税条例（昭和 37 年御代田町条例第 11 号）の次に、「等」の文字、たけかんむりに寺の文字でございますが、加えていただきたいと思ひます。

続きまして、議案書 35 ページをお願いします。

上から 2 行目、「32 年」を「令和 2 年」に訂正願ひます。大変申しわけございませんでした。

それでは、改めまして議案第 45 号について説明いたします。

議案書 20 ページをお願いいたします。

議案第 45 号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案について

御代田町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年 6 月 7 日 提出

御代田町長小園拓志

今回上程いたします御代田町町税条例等の一部を改正する条例案は、平成 28 年に公布されました地方税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 13 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 133 号）、地方税法施行令規則等の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 38 号及び第 39 号）が令和元年 10 月 1 日から施行されることに伴う改正と、地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 31 年政令第 87 号）、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 38 号）、地方税法施行規則等の

一部を改正する省令（平成31年総務省令第39号）が平成31年3月9日に公布されたことに伴う改正でございます。

21ページをお願いいたします。

ただいま説明いたしました理由による改正条例案でございます。

この条例案は、本則を4条建て、附則を8条建てで構成しています。改正される内容は、町民税、軽自動車税、固定資産税の改正とそれに関連するものとなります。改正箇所につきましては、新旧対照表で説明いたします。

議案書36ページをお願いいたします。

本則第1条に関する新旧対照表でございます。

第18の3は、納税証明事項についての規定で平成28年法改正の軽自動車税を環境性能割と種別割に改正する規定が令和元年10月1日から施行されることに伴い、現行の軽自動車税は種別割と改正されるため名称を変更するものでございます。

第19条は、納付期限前後に納められた税金などに係る延滞金についての規定で、これについても平成28年法改正の軽自動車税を環境性能割と種別割に改正する規定が令和元年10月1日から施行されることに伴い、新たに規定される環境性能割の納付期限を規定した条例番号第81条の6第1項を条文に追加するものでございます。

第34条の4は、法人税割の税率についての規定で、平成28年法改正の法人町民税の法人税割の税率9.7%を6.0%に制限税率12.1%を8.4%に引き下げる規定が令和元年10月1日から施行されることに伴いまして、税率を10.9%から7.2%に改正するものでございます。

第34条の7は、寄附金税額控除についての規定でございます。

平成31年法改正でふるさと納税制度が見直され、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨をゆがめているような団体については特例控除の対象外とすることができることとなり、寄附金の特例控除額の措置対象が特例控除対象寄附金とされる規定が令和元年6月1日から施行されることに伴いまして、文字及び法令番号などを改正するものでございます。

38ページをお願いいたします。

第80条から第91条までは、軽自動車税についての規定でございます。

平成28年法改正の軽自動車税を環境性能割と種別割に改正する規定が令和元年

10月1日から施行されることに伴う改正でございます。

具体的な改正内容につきましては、第80条は軽自動車税の納税義務者等についての規定で、現行の軽自動車税を種別割と名称変更する改正と、現行は県税である自動車取得税を環境性能割と名称変更をし、軽自動車に係るものを市町村税とする法改正に伴いまして規定を整備するもの。

第80条の2は、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲についての規定で、法改正に伴いまして、条例の構成上、現行条文を削除し、第82条の2と改めまして規定するものでございます。

第81条は、軽自動車の納税義務者等について、次ページ、81条の2は、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲について、第81条の3は環境性能割の課税標準、第81条の4は、環境性能割の税率、第81条の5は、環境性能割の徴収の方法について、40ページをご覧ください。

81条の6は、環境性能割の徴収の申告納付、81条の7は、環境性能割の不申告等に関する過料、81条の8は、環境性能割の減免についての規定で、平成28年法律改正により新設された法規定が令和元年10月1日から施行されることに伴いまして、新たに規定するものでございます。

軽自動車の税率について規定した第82条から、44ページの原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付について規定した第91条までは、平成28年法改正の軽自動車税を環境性能割と種別割に改正する規定が令和元年10月1日から施行されることに伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更することに伴う字句及び引用法令番号の改正でございます。

45ページをお願いいたします。

附則第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除についての規定でございます。住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間を2年間延長し、住宅借入金特別税額控除に係る申告要件を廃止する法附則の改正に伴いまして、現行の平成43年までを令和15年までとし、第2項を削り、第3項を第2項に繰り上げるものでございます。

46ページをお願いいたします。

附則第7条の4は、個人の町民税の寄附金控除における特例控除額の特例についての規定でございます。法第314条の7の改正に伴いまして、条例第34条の

7の改正をすることによりまして、引用法令番号を改正するものでございます。

47ページの附則第9条と次ページの附則第9条の2は、個人の町民税の寄附金控除に係る申告の特例についての規定でございます。法第314条の7及び法附則第7条の改正に伴いまして、引用法令番号を改正するものでございます。

法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について規定した附則第10条の2と47ページの新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告について規定した附則第10条の3については、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる我が町特例の標準税率等の規定している法附則第15条等の改正に伴いまして、引用法令番号を改正するものでございます。

51ページをお願いいたします。

法附則16条は、軽自動車税の税率の特例についての規定でございます。平成31年法改正で軽自動車税の重課を平成31年度分に限ったものとし、平成29年度分のグリーン化特例による軽減課税を削ることに伴う法の削除、項の繰り上げ及び字句などの改正でございます。

55ページをお願いいたします。

附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例についての規定でございます。

31年法改正に伴いまして、条例附則第16条を改正することに伴う字句の改正と表記誤りの改正でございます。

56ページをお願いいたします。

本則第2条に関する新旧対照表でございます。

第36条の2は、町民税の申告についての規定で31年法改正で31年分以降の確定申告書に係る記載事項等の改正が行われたため、法改正に伴う項の追加と現行条例の項の繰り下げを行うものでございます。

次ページの第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について、36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族申告書についての規定でございます。

31年法改正で事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けていて、前年の合計所得が135万円以下であるひとり親に対し、令和3年度分以降の個人住民税を非課税とする改正が令和2年1月1日から施行されることに伴いまして、引用法令番号及び字句の改正と該当者が申告書へ記載すべき事

項を規定する号を追加するものでございます。

58ページの第36条の4は、町民税に係る不申告についての規定でございます。法改正に伴いまして、条例第36条の2についての項の繰り下げをして1項加える改正をすることに伴う引用条例の項番号を改正するものでございます。

59ページの附則第15条の2から附則第15条の6までは環境性能割についての規定で、平成28年法改正の軽自動車税を環境性能割と種別割に改正する規定が令和元年10月1日から施行されることと平成31年の法律改正に伴い新たに規定するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税について規定するものでございます。消費税の引き上げに伴う需要平準化対策の一環として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車のうち、法第451条第1項に規定されました要件を満たす自家用乗用車に係る環境性能割の臨時的軽減が新たに規定され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、新たに設ける規定でございます。

附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について規定するものでございます。28年の法改正により新設された法規定が令和元年10月1日から施行されることと、31年の法改正に伴い新たに規定するもので、当分の間、県税である自動車税の環境性能割の例により、県が市町村の委託を受けて徴収することとする規定でございます。

60ページをお願いいたします。

附則第15条の3は、軽自動車税の環境性能割の減免の特例について規定するもので、28年の法改正により新設された法規定が令和元年10月1日から施行されることに伴い新たに規定するもので、当分の間、環境性能割の減免については、県税である自動車税の環境性能割の例によることとする規定でございます。

附則第15条の4は、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例について規定するもので、これにつきまして当分の間、条例第81条の6による申告書及び報告書の提出先を町長ではなく長野県知事とする規定でございます。

附則第15条の5は、軽自動車税の環境性能割の徴収取扱費の交付について規定するもので、附則15条の2の2の規定により、県が賦課徴収する環境性能割に係る賦課徴収に要する経費を町から県に交付する規定でございます。

次ページの附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について規定するもので、環境性能割の特例について規定してございます。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例についての規定で、軽自動車税を種別割と改め、グリーン化特例を2年間延長するために規定を整備するものでございます。

63ページをお願いいたします。

附則16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例についての規定で、軽自動車税を種別割と改めるものでございます。

65ページをお願いいたします。

本則第3条に関する新旧対照表でございます。

第24条は、個人の町民税の非課税の範囲についての規定でございます。31年法改正で非課税の対象者に、児童扶養手当の支給を受けている児童の父母、または母のうち現に婚姻をしていない人、または配偶者の生死が明らかでない人を単身児童扶養者として追加することとなるため、対象者を追加するものでございます。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例についての規定でございます。

31年法改正で新たに電気自動車等に限って令和4年と令和5年の2年間、グリーン化特例により軽減課税することとなるため新たに1項を追加するものでございます。

66ページをお願いいたします。

附則第16条の2は、附則第16条に1項を追加する改正に伴いまして、適用項を現行では第4項となっているものを第5項と改正するものでございます。

次ページ、67ページからは本則第4条に関する新旧対照表でございます。

第4条は、平成30年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第24号及び第25号）が公布されたことに伴いまして、平成30年4月1日に公布いたしました御代田町町税条例等の一部を改正する条例、平成30年4月1日条例第16の第1条で、平成32年4月1日、本年5月に改元されましたので、令和2年4月1日に施行されることとなっている第

48条法人の町民税の申告納付の大法人に対する改定規定に申告書等の提出方法の柔軟化と電子通信回線の故障、災害、その他の理由によりまして電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置——寛大な措置でございますが——宥恕措置を第13号から第17号として5項を追加をし、この追加に伴い、適用項等の字句を改正するもの。

ページは68から69ページになります。

69ページから70ページの施行日を規定した附則第1条と町民税に関する経過措置を規定した附則第2条の改正についても、第48条の改正に5項を追加することに伴い、適用項等の字句を改正するものでございます。

続きまして、今回の改正条例案の附則について説明いたします。

附則につきましては、改め文で説明いたしますので、議案書33ページにお戻りください。

附則第1条では、条例の施行日と適用日を規定しており、施行日は第1号から第4号に掲げる区分とし、平成31年4月1日から遡及適用するものと令和元年6月1日から遡及適用するものをそれぞれ規定し、第1号では令和元年10月1日から施行するもの、第2号では令和2年1月1日から施行するもの、第3号では令和3年1月1日から施行するもの、第4号では令和3年4月1日から施行するものを規定しております。

附則第2条から第8条までは経過措置の規定でございます。附則第2条から35ページの第4条までは町民税に関する経過措置を規定しております。35ページの附則第5条では固定資産税に関する経過措置を、附則第6条から第8条までは軽自動車に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上、議案第45号についての説明でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第46号 御代田町介護保険条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第14 議案第46号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書71ページをお願いいたします。

議案第46号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について御代田町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年6月7日 提出

御代田町長小園拓志

続きの72ページ、73ページをお願いいたします。

72ページが条例案、それから73ページ、新旧対照表となっております。

本条例の改正理由でございますが、平成31年4月施行の介護保険法及び同法施行令等の一部改正に伴いまして、低所得者の介護保険料軽減強化を図るための条例改正でございます。

改正の概要につきましてですが、第6条第2項の中で、所得段階が第1段階の1号被保険者の令和2年度までの介護保険料、こちらを算出する際の基準額に乗ずる調整率を引き下げまして、保険料を2万740円と改めるものでございます。

続いて、第3項、こちら新たに設けるものでありますが、改正した第2項を第2段階の1号被保険者に準用しまして、保険料を3万4,570円と読み替えるものでございます。

それから第4項、こちらも新たに設ける項でございますが、改正した第2項を第3段階の1号被保険者に準用し、保険料4万100円と読み替えるものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行し、31年4月1日から適用ということで遡及適用をさせていただきます。

また、改正後の規定につきましては、31年度の保険料から適用し、30年度以

前の年度分の保険料については、なお従前の例によるということで経過措置を設けております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第15 議案第47号 御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を  
改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第15 議案第47号 御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） それでは、議案書75ページをお願いいたします。

議案第47号 御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年6月7日 提出

御代田町長小園拓志

76ページ、条例案、それから77ページ、新旧対照表をお願いいたします。

本条例の改正理由でございますが、31年4月施行の災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴いましての条例改正でございます。

改正概要でございますが、上位法である施行令の中で義務づけられておりました災害援護資金の貸し付け時の保証人、こちらが削除されてございます。この削除に伴いまして、本条例中に任意で選択できる旨を規定するとともに、貸付利率につき

ましては東日本大震災時の特例による災害援護資金の貸付利率と同様に年1.5%と改めるものでございます。

それから2点目といたしまして、償還に関する規定、こちらに月賦償還、月ごとの償還を追加するものでございます。

それから3点目といたしまして、施行令で条文の繰り上がりがございましたので引用条文、こちらの文言を改めるものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行、それから平成31年4月1日から適用ということで、こちらも遡及適用をお願いしてございます。

それから改正後の規定につきましては、適用日以後に生じた災害による被害に対する貸し付けに適用するとし、適用日前に生じた災害による被害に対する貸し付けについては、なお従前の例によるということで経過措置を設けております。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第16 議案第48号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第16 議案第48号 御代田町家庭的保育事業等の設備  
及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題としま  
す。

報告理由の説明を求めます。

柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、議案書の79ページをお願いいたします。

議案第48号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例案について

御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年6月7日 提出

御代田町長小園拓志

本条例案は、平成31年4月1日付で、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令の改正に伴う条例改正でございます。

主な改正概要でございますが、3歳以上の児童に保育が継続的に提供できるよう連携、協力を行う保育所等の確保について、経過措置期限を現在の5年から、さらに5年間延長するものです。

2点目としまして、家庭的保育事業等の卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは卒園後の受け皿の提供を行う保育園、幼稚園、認定こども園の連携施設の確保を不要とするものです。

また、自園での調理について経過措置が適用されている事業所のうち、家庭的保育事業者の居宅以外での保育を提供している家庭的保育事業について、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理への移行猶予期間を10年にするというものでございます。

それでは、80ページをお願いいたします。

御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

81ページ以降の新旧対照表の説明でございますのでよろしくお願いいたします。

まず、第7条第2項中、適用しないことの次に「とすること」を加え、同条の次の2項を加える。

4、町長は家庭的保育事業者等の第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5、前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20名以上の者に限る）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして

適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る）。

(2) 「法第6条の3第12項、第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育をすることに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの」を加えるものです。

82ページをお願いいたします。

第17条第2項第4号中、「附則第2条第2項において同じ」を削ります。

第38条第2号中、「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」を「子ども・子育て支援法」に改めます。

第46条の次に、次の1項を加えます。2、保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12条第2号に規定する事業を行うものであって、町長が相当と認めるもの（附則第3条において、特例保育所型事業所内保育事業者という）については、第7条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中、「（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る）」を削る。

83ページをお願いいたします。

附則第3条、家庭的保育事業者等の次に、「特例保育所型事業所内保育事業者を除く」を加え、5年を10年に改めるというものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行をいたします。

なお、現在の御代田町におきまして、この条例により事業が行われておりますのは、西軽井沢にございます小規模事業所のおひさまでございます。おひさまにつきましては、保育所等の連携の確保及び自園給食が実施しておりますことを申し添えます。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

昼食のため休憩します。午後は１時３０分より再開します。

(午後 ０時０５分)

(休 憩)

(午後 １時３０分)

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第１７ 議案第４９号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第１７ 議案第４９号 御代田町放課後児童健全育成事業  
の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題  
とします。

提案理由の説明を求めます。

柳沢町民課長。

(町民課長 柳沢俊義君 登壇)

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、議案書の８４ページをお願いいたします。

議案第４９号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例案について

御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一  
部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和元年６月７日 提出

御代田町長 小園拓志

本条例は、平成３１年４月１日付、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関  
する基準省令の改正により条例改正を行うものでございます。

８５ページは改正文、８６ページは新旧対照表でございます。

改正内容でございますが、本条例第１０条におきまして、放課後児童支援員に関  
する資格が規定されております。この放課後児童支援員認定資格を取得することに

つきまして、これまでは都道府県知事が行うとされております研修に参加してまいりましたが、これに指定都市の長が行う研修におきましても資格認定を取得することが可能になったことを加える条例改正でございます。

附則、この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上になります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第18 議案第50号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第18 議案第50号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） 議案書の87ページをお願いいたします。

御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和元年6月7日 提出

御代田町長 小園拓志

本条例案は、学校教育法の一部を改正する法律の改正に伴い、本年4月から専門職大学制度が新設され、専門職大学の前期課程を修了した者は短期大学士の学位が付与されます。これに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則において、技術管理者の資格要件が改正されました。御代田町におきましても同様の基準を運

用していることから、技術管理者の資格の基準に関し関係条例の改正を行うもの  
あります。

また、条文の語句に一部誤りがございましたので、あわせて改正を行います。

８８ページは改正文、８９ページ以降は新旧対照表でございます。

改正内容でございますが、本条例第２５条には技術管理者の資格に対する要件が  
定められておりますが、同条第６号及び第７号におきまして、短期大学及び所定の  
科目を履修し、短期大学等の卒業に関する定義に、それぞれ「専門職大学の前期課  
程及びその課程を修了した場合」をつけ加えるというものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成３１年４月１日からの遡及適用をお  
願いするものであります。

説明は以上になります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第１９ 議案第５１号 御代田町森林経営管理基金の設置、管理及び処分に  
関する条例を制定する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第１９ 議案第５１号 御代田町森林経営管理基金の設置、  
管理及び処分に係る条例を制定する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） 議案書９２ページをお開きください。

議案第５１号 御代田町森林経営管理基金の設置、管理及び処分に係る条例を  
制定する条例案についてでございます。

別紙のとおり、この本条例について提出するものでございます。

令和元年６月７日 提出

国では、経営や管理が行われていない私有地の森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市町村が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐ新たな森林管理システムを構築すべく、平成30年度に森林経営管理法が成立されました。

また、本年度の税制改正におきまして、令和6年度から国民に課される森林環境税、1人当たり1,000円ですが、と本年度から市町村に配分される森林環境譲与税が創設されました。

譲与税の用途として、市町村は間伐や人材育成、担い手の確保、木材の利用の促進や普及啓発等の森林の整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされました。そのため、森林環境譲与税は森林経営管理法にあわせて新設された制度であるがゆえ、その用途は基本的に森林経営管理法に基づく事業に活用することになります。森林経営管理法に基づく森林整備は、対象森林の把握から所有者の意向調査、所有者との経営管理契約を得て事業実施に至るため着手まで段階を踏む必要があります、すぐに事業着手というわけにはいきません。

したがって、令和元年度から毎年市町村に譲与される譲与税、本年度は概算で200万円を見込んでおりますが、事業実施年度まで積み立て、実施の際の事業費に充てる目的で基金を設置し、新制度に対応していきたいというふうに考えております。

次の93ページをご覧ください。

御代田町森林経営管理基金の設置、管理及び処分に関する条例案でございます。

第1条は、設置目的で、森林経営管理事業の財源に充てるため、基金を設置するものでございます。

第2条は、積立基金として、積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定めます。

第4条は、運用益金の処理として、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとします。

第5条は、処分に関するものですが、基金は事業の財源に充てる場合に、予算の定めるところによりその全部または一部を処分できるものとします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 今、概要は説明受けたわけですが、

まず、国が森林税の創設ということですが、課税するのは今から5年後ですか、2024年を目途にという感じのようなんですが。そうすると、それまでには毎年この御代田町には200万円からの財源とする譲与税というものが交付されるのか、その事業実施まで積み立てるとということですが、事業実施はいつからなのか、その点についてお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） 先ほどと説明の中で重複することもあるかと思いますが、御容赦願いたいと思います。

譲与税の用途につきましては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用としております。

まず、この現段階における整理すべき考え方、方向性につきましては、用途である新たな森林管理システムにどの程度コストがかかるのかを見極め、市町村独自の長期的な方針を決定することが重要だというふうに捉えております。まずは、その情報収集、整理、対象地の絞り込みに入るつもりでおります。

地域森林計画対象民有林、こちらにまず属していること、それと私有林かつ人工林かつ普通林であること、それと間伐等が行われていない、または10年以上間伐が未実施なところ、そういったものを絞り込み、作業に時間が要するものというふうに思っております。各市町村に対象森林が何ヘクタールあり、何年かけて経営管理を明確にするかを整理する必要があります。

まだ制度が始まったばかりということで、県内の市町村では予算化してまで事業実施していく自治体は極めて少ないです。近隣を見ましても、まずは森林経営管理法に基づく未整備森林対象地域の現状把握の特定、所有者の把握などから始めていく市町村がほとんどで、当町も同様でございます。委託先の森林施業者の数とか市

町村の専門職の数も少なく、早急な対応は難しいということも一つの要因であるかと思えます。

譲与税の使途について公表することにもなっておりますので、今後新たな森林システムの森林経営管理法のもと、所有者の手では管理の行き届かない森林について、所有者への意向調査、契約、それと集積計画の策定等により、行政が管理することで地域の森林を計画的に整備し、制度の趣旨に沿った事業を展開していくという予定でございます。

譲与税につきましては、市町村ごとの私有林人工林面積割が50%、林業就業者数割が20%、人口割が30%の基礎数値のほか、林野率による補正が加えられ按分されることになっております。これらの基礎数値に基づいて、まだまだ本当に概算ではあるんですが、200万円ほどが継続に入ってくるという予定でございます。今後、その譲与税の金額が制度開始から市町村の体制整備が進捗することに伴って、7年目、11年目に環境譲与税が増額されるとともに、市町村の配分割合も増加していくという見込みでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 今度、今現在もやっているような間伐事業みたいなものもあるわけじゃないですか。それとの兼ね合いというか、それはどうなっていくんでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） 先行実施しております県森林税、こちらの森林づくり推進支援金、みんなで支える里山整備事業、そういったものに対して使っておるところですが、この譲与税の使途につきましては、基本的に新たな森林管理システムの運用に活用するということになっておりまして、自発的な施業への支援といった、今ある既存施策ですが、県森林税では必要な森林整備が困難なことを背景に創設されたということで、既存事業とは異なるものでございます。森林環境譲与税による取り組みと予算事業による取り組みの双方を推進することで、一層の森林整備を進めることが必要だというふうに考えております。

県、町、公社、団体、林野保護組合の所有林を除いた私有林のうち、人工林で過去10年間間伐が行われていない森林が町内には603haございます。そのうちの

保安林が約31ha、それと先ほどの先行実施している森林経営計画対象森林ですか、こちら、今のところ豊昇団地と東京ガス団地になりますが、136haということで、そういったものを除くと436ha見込んでおるところでございます。当町の国有林を除いた森林、民有林の面積が1,460haですから、約30%相当に当たるといふふうに捉えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第20 議案第52号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案

（第2号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第20 議案第52号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の94ページをお開きください。

議案第52号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和元年度御代田町一般会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出する。

令和元年6月7日 提出

御代田町長 小園拓志

次の補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度御代田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,188万9,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億4,478万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2 ページからの第1表 歳入歳出予算補正は、本日配付をさせていただいております資料番号3で御説明をさせていただきます。

初めに、歳入の主なものを申し上げます。

款2、地方譲与税、項3、森林環境譲与税、補正額199万9,000円の増額でございます。先ほど積立金の基金の条例ございましたとおり、森林環境譲与税増額をお願いしております。

款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、428万4,000円の増額です。こちら、子ども・子育て支援事業補助金でございます。

項2、国庫補助金、2,176万9,000円の増額でございます。文化芸術創造拠点形成事業補助金としまして1,650万円、緊急風しん抗体検査事業補助金149万1,000円、プレミアム付商品券事業補助金349万3,000円の増額等でございます。

款15、県支出金、項2、県補助金、1,565万3,000円の増額でございます。骨髄バンクドナー助成事業補助金としまして15万円、農業競争力強化基盤整備事業補助金1,166万8,000円、多面的機能支払事業交付金383万5,000円でございます。

続きまして、款16、財産収入、項2、財産売却収入、2,060万円増額でございます。全て土地売却収入でございます。平和台の分譲2区画の契約済み、また1区画の商談中、こちらの収入等を計上させていただきました。

款18、繰入金、項1、基金繰入金は、18万4,000円の減額です。ふるさと創生基金繰入金、実績にあわせた減額をお願いしております。

款19、繰越金は、666万5,000円増額をお願いしております。こちら、平成30年からの繰越金の増額でございます。

款20、諸収入、項4、雑入、303万5,000円の増額です。こちら、コミ

ユニティ事業助成金、3件の採択がございまして、300万円の増額でございます。

款21の町債、840万円増額お願いしております。公共事業等債ということでありますが、こちら、農業競争力強化基盤整備事業に充てるものでございます。

歳入合計、8,188万9,000円増額でございます。

続きまして、歳出の主なものを申し上げます。

款2、総務費、項1、総務管理費、2,283万8,000円増額をお願いしております。コミュニティ助成事業補助金は、400万円の増でございます。本年度は、草越区、豊昇区、寺沢区、こちらの3区が採択となっております。続きまして、地域おこし協力隊関係経費としまして、631万3,000円をお願いしております。新たに隊員3名分を採用する経費となっております。文化芸術創造拠点形成事業負担金、1,650万円でございます。こちらは、文化庁の内定いただきました補助金を受けまして、トンネルで負担するものでございます。フォトフェスティバルの経費となっております。

続きまして、項2の徴税費、710万円増額でございます。一般職の人事管理経費ということで657万5,000円、また固定資産税業務の委託料52万5,000円増額お願いしております。

項3、戸籍住民基本台帳費は、35万6,000円でございます。一般職の人事管理経費1名分減額しまして、臨時職員の賃金1名分増額をお願いしております。

続きまして、款3、民生費、項1、社会福祉費、262万3,000円の増額でございます。こちら職員の人件費のほか、介護保険特別会計の繰出金として38万7,000円増額お願いしております。

項2の児童福祉費は、子ども子育てシステムの改修業務としまして332万4,000円、また、やまゆり保育園の臨時職員賃金としまして1名分212万8,000円、また、児童館のパソコン等の購入費としまして57万円のそれぞれ増額をお願いしましたが、項合計につきましては、職員人件費が762万7,000円減額となっておりますので、補正額は111万7,000円減となっております。

款4、衛生費、項1の保健衛生費、426万9,000円でございます。予防接種等の医師委託料380万7,000円につきましては、風しんの抗体検査また予防接種の経費でございます。次の健康管理業務委託料102万4,000円につき

ましては、こちらも風しん関係の業務にかかわるシステムの改修費等の支出となります。続きまして、骨髄バンクドナー助成金30万円でございますが、こちらは県の補助事業を活用しました新規事業として計上させていただいております。

款6、農林水産業費、項1、農業費、52万8,000円の増額でございます。普通旅費20万6,000円、食糧費8万円、PRイベント負担金75万円でございます。こちらは、株式会社ひらまつのディナーイベント関係の費用ということで、食材の新規開拓費用、また町のPRイベントの開催費用となっております。

続きまして、項2、林業費、200万円でございます。森林経営管理基金の積立金としまして、200万円でございます。森林譲与税分積み立てるものでございます。

項3、農地費、2,238万1,000円の増額でございます。こちら、農業競争力強化基盤整備事業経費としまして1,623万1,000円の増でございます。補助内示の増によるものでございます。続いて、多面的機能支払交付金事業経費としまして511万5,000円でございます。こちらも新規事業でございます。

款7、商工費、こちらにつきましては、通信運搬費で58万8,000円、システム改修委託料として39万7,000円、プレミアム商品券の事業事務委託料としまして251万円の増額をお願いしております。こちらは、全てプレミアム商品券販売に係る事務費の増額をお願いしているところでございます。こちらの商工費につきましても、職員人件費が624万7,000円ほど減になっているため、商工費の補正額はマイナス208万5,000円となっております。

款8、土木費、項4の都市計画費で1,928万8,000円増額をお願いしております。都市計画基本図の更新業務委託料としまして、1,328万3,000円でございます。都市計画基本図につきましては、前回の修正が平成17年度に行われたものということで、今回新しく24ある図郭のうち10の図郭、修正したいということで補正をお願いしております。あわせて、公共下水道事業の特別会計繰出金として539万8,000円増額をお願いしております。

次のページになります。款9の消防費、317万9,000円増額をお願いしております。防火水槽の解体・撤去工事としまして210万円お願いしております。こちら、馬瀬口地区の私有地に設置をされました防火水槽解体・撤去する工事でございます。土地所有者の方が都合によりまして解体・撤去を希望されていると

ころでございます。それと、無人航空機53万円でございます。ドローンの購入費用となっております。

款10、教育費、項1、教育総務費、209万4,000円増額でございます。こちら、新規事業としまして、寺子屋塾、ステップアップスクール経費95万3,000円の増額でございます。

項2、小学校費、項3、中学校費では、それぞれの学校で公用携帯電話を購入しまして、その通信料あるいは留守番電話の設置工事、実施をさせていただき経費でございます。小学校費で49万8,000円、中学校費で29万2,000円の増額をお願いしております。

項4、社会教育費は、251万8,000円の減額でございます。こちら、清掃及び夜間管理業務委託料としまして59万4,000円、体験学習補助の委託料13万2,000円、図書館の臨時職員賃金179万7,000円の増額でございます。こちら、職員の人件費が591万9,000円減額がございますので、全体とすればマイナスの補正額となっております。

項5の保健体育費、226万4,000円は、社会体育施設の管理委託料93万円、職員人件費の増額をお願いしております。学校給食費では367万4,000円の減ということで、一般職員の人件費の減額と配送運転業務の委託料12万7,000円増額をお願いしております。

歳出合計につきましては、8,188万9,000円をお願いしております。

予算書の6ページのほう、お願いいたします。

こちら、第2表の地方債補正でございます。変更の補正でございまして、起債の目的は、公共事業等債の補正前の限度額6,220万円を補正後の7,060万円と840万円を増額するものでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

池田るみ議員。

（5番 池田るみ君 登壇）

○5番（池田るみ君） 議席番号5番、池田るみです。3点について質問いたします。

予算書のページ13ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、説明欄の010-01庶務事務経費、自動車借上料216万円の内容について、1点です。

2点目は、予算書の16ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目6、企画費、説明欄の060-01の浅間国際フォトフェスティバル関係経費の文化芸術創造拠点形成事業負担金1,650万円とありますけれども、平成31年度の第1回定例会の質疑で、3,000万円を申請していくということで、未確定ではあるが8,000万円前後で事業実施をしたいと答えられておりましたけれども、1,650万円に減額となった理由は、また総事業費とほかの財源の予定はどのようになっているか。

3点目ですけれども、ページ23ページ、款4、衛生費、項1、保健衛生費、目2、予防費、説明欄の020-01保険事業経費の骨髄バンクドナー助成金30万円の内容について伺います。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） それでは、最初に私のほうから13ページにあります自動車借上料について説明をいたします。

町所有のバス運行の現在停止しているんですけれど、この停止期間が9月末までを予定しております。町及び教育委員会などが主催する各種の行事や視察研修に参加する際の民間バスの借上料でございます。例年のバス運行の実績に基づきまして、今後から9月までの約20回あるわけですが、20回分として、1回当たり10万円プラス消費税の8%として予算の補正をお願いしているところでございます。

町が雇用しております運転手の体調不良によりまして、現在バスの運行を停止しております。運転手業界の人手不足等によりまして、代替運転手あるいは新たな運転手が思うように見つからない状況でございます。運転手の体調につきましては、順調に回復しておりますので、完治を待ってバス運行の再開を予定しているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、私のほうからは予算書の16ページ、文化芸

術創造拠点形成事業負担金 1,650 万円の関係の御説明をさせていただきます。

こちら、文化芸術創造拠点形成事業負担金につきましては、文化庁から交付をいただける文化芸術創造拠点形成事業補助金、こちらを全て財源としております。こちら、文化庁が主管となっていて行っている事業で、補助金の額は総額事業費の2分の1が上限となっております。

こちら、前年との比較等させていただきます。平成30年度、昨年度のまず応募件数でございます。こちらが177件に対しまして、採択件数は136件で、採択率は76%でありました。採択の合計額は21億8,600万円でありました。ちなみに、御代田町の交付額は1,925万円となっております。また、本年度、令和元年度の応募件数は、153件に対しまして95件が採択となっております。採択率は14ポイント下がりました、62%となっております。採択の合計額につきましても、11億9,500万円減額となりまして、9億9,100万円と半分以下の金額となっております。

このことから、町の採択金額の減額は、国の予算額の減額が要因であると考えられます。今回の応募の中、採択になった中で、それぞれの都道府県から申請のあったもの、市町村から申請のあったものがございますが、市町村で申請のあったものの中で2番目に大きい金額となっております。

それと、今回、申請に当たっては3,000万円を補助申請しておいたわけですが、今回の金額については1,650万円ということでございます。3,000万円の補助申請している段階では総事業費8,000万円と見込んでおりましたが、補助金額も減るといった中で、現在事業内容も含めまして準備委員会あるいはそれぞれの担当のところで事業内容の検討または見積もり等をしている段階で、総事業費についてはまだ確定に至っていない状況でございます。

また、財源につきましては、本文化庁の補助金と町及びアマナの負担金、また企業からの協賛金、それと本年度から入場料をいただきたいということで検討を進めております。その入場料と、昨年も実施をしておりましたが、グッズ等の販売経費で賄いたいということで予定をしているところでございます。

以上になります。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） それでは、23ページ、骨髄バンクドナー助成金の内容ということでお答えいたします。

こちら、要綱を新たに制定しまして事業を実施するものでございます。骨髄提供者への助成費用として20万円、こちらは2万円の10日間、それから勤務先への助成費用といたしまして10万円、こちらは1万円の10日間ということでございます。全国の実施率から、当町1件と見込みまして、最大で30万円を計上しております。

なお、補助行いました市町村に対しましては、長野県の補助がありますことから、歳入予算のほう、県補助金におきまして15万円を計上しております。補助率は、2分の1となっております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） フォトフェスティバルの件で質問をさせていただきたいんですけども。

ほかの財源の中で、企業の協賛金ということで、前回の目標は、企業協賛金は500万円を最低の目標にしているということで、確約をいただいた分から補正対応をしていきたいということでありましたけれども、企業の協賛金のほうはどのようになっているか、お願いします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） こちらのほうも、金額まで確定となっている企業さんはまだございません。ただし、前年いただいたところもあったり、アマナ側でもいろいろ動いていただいております、いただける予定であるという企業は何件かございます。最低の500万円という額は何とかクリアはできるのではないかとということで我々考えているところでありますけれども、それだけではなくて、さらにもっと多くの金額を集められるような努力もしてまいりたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 次に、もう1件、骨髄ドナーバンクのほうなんですけれども、10日間ということで20万と10万円ということでありました。この上限は、10日が上限ということで理解していいのか、お願いします。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） そうです、10日間ということで、県の補助要綱も最大で10日間ということになっておりますので、そちらにあわせる形でつくらせていただきました。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑のある方。

荻原議員。

（2番 荻原謙一君 登壇）

○2番（荻原謙一君） 2件の議案に対する質疑をいたします。

1件目ですが、ページ9ページ、款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費負担金、子ども・子育て支援事業補助金428万4,000円は、ページ20ページの款3、民生費、項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費、児童福祉施設一般経費のうち、子ども・子育て支援システム改修委託料332万4,000円に充てられていると思われませんが、歳入歳出差引額が96万円は、どこの支出に充てられているのか、お聞きします。

2点目、ページ26ページ、款6、農林水産業費、項3、農地費、目5、団体営土地改良事業、農業競争力強化基盤整備事業経費1,623万1,000円増額し、農業競争力強化基盤整備事業補助金1,166万8,000円が充てられていると思われませんが、事業費に占める補助金の割合が非常に高い、71.9%となっております。事業内容等の説明をお伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、私からは子ども・子育て支援事業補助金に関するお答えをさせていただきます。

まず、初めに子ども・子育て支援事業補助金でございますが、こちらは幼児教育無償化に係りますシステム改修費及び事務費につきまして、国からの財政措置でございます。補助率は、10分の10でございます。

今回、歳入で計上いたしました428万4,000円の内訳でございますが、歳出で説明させていただきます。

予算書の20ページをお願いいたします。

荻原議員おっしゃるとおり、児童福祉一般経費の子ども・子育て支援システム改修費に332万4,000円が主な支出でございます。残りの96万円でございますが、事務費といたしまして、普通旅費として2万9,000円、消耗品費といたしまして13万2,000円、印刷製本費といたしまして10万7,000円、通信運搬費といたしまして15万2,000円及び、次の21ページにあります一般人事管理経費のうち時間外勤務手当でございます。この時間外勤務手当でございますが、その事務をとりますこども係分につきましては54万円を見込んでございます。

しかしながら、今回の人事異動による調整等がありましたので、予算書上では48万3,000円の増額となっております。これらを合計いたしますと96万円となりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） 農業競争力強化基盤整備事業につきましてお答えいたします。

この事業は、平成27年度から農業強化基盤整備促進事業という名称で、馬瀬口の抜井用水の整備を継続実施してきたところでございます。平成30年度途中から農水省の事業が再編されたということで、事業名称が変更になりました。

近年、要望額に対する交付額が非常に少なく、思うように事業が実施できなかったということでございますが、本年、当初予算の歳出につきましては、調査設計委託料で60万円、工事費等で940万円の合計1,000万円の事業費で進める計画でございました。

歳入につきましては、事業費の51%相当の補助金510万円を充当し、国が100分の50、県が100分の1、残りの100分の49を町の負担として計上していたところでございます。

今回の補正では、実際の交付内示額が1,676万8,000円と大幅に増えたということで、整備区間を少しでも延伸したいというふうに考えているところでございます。

歳出につきまして、設計調査委託料が60万円増額して120万円、工事費が

1,563万1,000円増額し2,500万円の合計2,620万円の事業費で、327mを布設する予定でございます。

歳入につきましては、当初予算をあわせた全体事業費の64%相当をこの農業競争力強化基盤整備事業補助金で充当するということとなります。これは、県の補助率が本年度見直しされて、今年から100分の1が100分の14に引き上げられた結果によるものでございます。したがって、残りの100分の36だけを町が負担するということになりました。

今まで進捗率が低かった事業ですが、これを機に早期完成を目指して事業推進に御理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。

市村議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。2点質問したいと思いません。

ページ24ページであります。

24ページの款6、農林水産費、目2の農業総務費であります。説明のほうで、すいません、19040PRイベント負担金、町のPRということでありましたけど、何か新しいイベントなのか、それとも既存のどっかのイベントに参加するためのものなのか、この負担金の内容についてお願いいたします。

それと、26ページ、同じく款6、農林水産費で目6、多面的機能支払交付金であります。町長の招集挨拶でも馬瀬口地区それから塩野地区の多面的機能支払交付金を実施されるということでありました。昨年6月の一般質問の中で、ぜひ御代田町、この佐久エリアの中でも実施していないのが2町村だったので、ぜひ取り入れてという中で、今回予算計上されたということは非常に良かったわけですが。

実施に当たっては、これは住民主体なので、本当にこれを実施するには大変町としても指導の点で大変だったのではないかなというふうに思うところですけど、予算が計上されて良かったわけですが、その面積ですとか、その2団体の事業の内容

についてお伺いしたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） まず、ひらまつの関係ですか、PRイベントの関係について説明いたします。

株式会社ひらまつによるリゾートホテルのオープンを来年初夏に控える中で、この秋に都内のひらまつレストランにおきまして、御代田町それと東信地域の食材を核としたディナーコースを提供するイベントを開催するものでございます。

予定参加者は、使用レストランにもよりますが、およそ50名から80名ほどで、イベント時には来客者への町長によるトップセールス等を実施し、御代田町の魅力を発信するという事で、町の来客誘導、それと知名度の向上などを図りまして、あわせて全国展開するひらまつグループでの食材利用もPRしていくという事でございます。

イベントは、御代田町着任予定のシェフが担当しまして、ディナーコース考案のためにシェフみずからが直接食材に触れ生産者と懇談するツアーを2回ほど実施する予定でございます。このため、旅費やチラシ、ウェブの作成といった広報宣伝費等を含めた負担金75万円と、それとイベント参加者へのプレゼントのための食糧費8万円、町長を初めとした職員の旅費20万6,000円をこのたび補正予算として計上したものでございます。

全国的な知名度を誇るひらまつホテルの立地を好機と捉えまして、御代田町として積極的なPR活動を実施、展開していくという所存であります。

また、ひらまつとの協議の中で、本イベントディナーをふるさと納税の返礼品などとしても活用することを検討してまいります。

それと、多面的機能支払交付金の関係でございます。こちらにつきましては、農水省が共同で取り組む地域活動を支援するという交付金でございまして、農水省の2分の1、県4分の1、町が4分の1の負担割合となっております。

事業の内容におきましては、これまで農村集落が共同で行ってきた農地ののり面の草刈り、用水路の泥上げといった耕地周りの維持管理に係る作業に対して日当の支払いができる農地維持支払交付金の一つの交付金の種類になっております。二つ目は、水路、農道の軽微な補修や農村環境の生態系保全、景観保全を図るための活

動に対する資源向上支払交付金になっております。その他、老朽化が進む農地周りの用水、農道の補修、更新活動に対して支払われる資源向上支払交付金の3種類で構成されております。

それぞれの水田や畑で単価設定は異なるということで説明を前はしたわけですが、今年から当町で新たに当該交付金を活用する2団体が活動を開始することになりました。

一つ目は、塩野地区の下ノ平かん水組合の方々が中心となって活動組織を立ち上げております下ノ平梨木かん水組合多面的機能推進部という名称でなっております。二つ目は、馬瀬口地区のかん水組合5団体が一つの組織として設立した馬瀬口多面的機能保全組織というものでございます。

下ノ平梨木かん水組合のほうは、農地維持支払、資源向上支払、長寿命化資源向上支払の3事業全てに取り組むという計画になっておりまして、農地面積の合計が21.5haとなっております。交付金額が103万3,000円となっております。馬瀬口多面的機能保全組織というものも3事業全てに取り組む予定でありまして、面積のほうは70.5ha、交付額が407万2,000円となっております。

それと、拡大というお話もございましたが、まだ、いいですか、ちょっと拡大というようなお話もいただいたりはしているんですが、いいですか。

○議長（小井土哲雄君） 1回とめてください。

市村議員。

○12番（市村千恵子君） それでは、今、多面的、2地区で21.5ha、それから70.5haについて実施されるということで、よかったなと思うんですが。

続いて、町も全体的にこれを進めていこうということで、結構説明会を持ったりも何かしているわけですが、今、2団体でありますけれども、2地区でありますけど、ほかに町内でこれでやりたいというようなことが、今町のほうには上がってきているのかということ。

それから、そのひらまつのイベントですけども、非常に、成功すればとてもいいなというふうに思っているわけですが、これは単発というか、今回だけということで、何かまたさらに継続してイベントみたいなのは考えているんですか。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） まず、交付金の拡大というところから入っていきますけ

れども。

町内のほかの地域で、かん水組合や地区全体で既に事業に取り組んでおる活用の検討がされております。昨年度からも相談を承っている状況でございます。また、地区を超えた広域連携的な検討も一部されているというお話も聞いております。

先ほどの2団体においても、立ち上げの準備段階から相談を受けて、町も支援してまいりました。今後立ち上げようとする団体においても、実情や活動内容が異なりますけれども、まずはそれぞれの組織で立ち上げていただくということが大前提となります。その後に、団体同士が合併するというようなことも考えられると思います。

いずれにしましても、今後も町で協力できることは対応し、財政部局や理事者とも調整を図りながら推進してまいりたいという所存でおりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

ひらまつのPR活動につきましては、単発、今年限りということで考えておりますが、この辺も結果次第どうなるかわかりませんが、あくまでも開店前にしっかりとPR活動をして、地域の生産性とかそういったものも、活性化とかそういったところも、うまく成功裏にできれば、また検討してもいいかなど、事務局レベルでは考えておりますけれども、当面ちょっと単発ということで捉えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかがございますか。

井田議員。

（6番 井田理恵君 登壇）

○6番（井田理恵君） 6番、井田理恵です。歳出の補正予算書、一般会計の予算書のほうでお願いします。補正予算のほうでお願いします。

歳出のほうで、15ページ、款2、総務費、1、総務管理費、6、企画費で、説明欄の040—01地域おこし協力隊関係経費631万3,000円の内容は、この表ですとほぼ一般財源からということですがけれども、町長の招集挨拶にもあったかな、説明ですかね、3名ということですがけれども、今まで協力隊は1名で、地域

おこし協力隊、隊員報酬は199万2,000円で当初予算でありまして、関係経費をほかの保険料とか入れますと約390万出ております。1名についてこれだけ出ておりますけれども、プラス3名ということで、この630万円の内訳というか、それから、もし、これ国のほうとかの財源確保、ほかに何か当てがあるようでしたら、また教えていただきたいんですけれども。それと、期待される効果、お願いします。

それから、同、31ページ、款9、項1、消防費、目4、災害対策費の18002の説明欄で無人航空機53万円と他諸経費について、期待する効果を教えてください。

それから、同、歳出のページで32ページ、款10、教育費、項1、教育総務費、目2、事務局費、説明欄、教育委員会事務局一般経費として95万3,000円ということで、招集挨拶にもありましたけれども、町長の寺子屋塾、このたびステップアップスクールのプレという、小学校ではプレということで、中学のとリンクして経費となっておりますけれども、そのプラスということで、当面の、今、追加の目標として、ゲームなどで知的好奇心を刺激するなどという非常に希望的な楽しい説明がありますけれども、小学校においてはこの算数に絞ったということですけども、これに関する当面の目標を教えてください。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、私のほうからは予算書の15ページの地域おこし協力隊関係経費について御説明をさせていただきます。

地域おこし協力隊に関する経費としまして631万3,000円、今回補正をさせていただきますいております。予算の上では、井田議員おっしゃるとおり全て一般財源として計上をさせていただきます。しかし、本経費につきましては、特別交付税で措置をされることとなってございます。よろしく申し上げます。

本内容でございますが、募集人員3名で、内容としましては、移住希望者を中心とした町民の皆さんも含めた全国の方々に向けて、町内の自然豊かな環境ですとか、人また働き場所、飲食店の状況、イベントの情報などのあらゆる情報を発信しまして、御代田町の魅力を伝えてもらうことを主な仕事として考えているところでございます。

期待される効果ということでございますが、全国の方々に発信した情報によりま

して、御代田町を多くの方々に知っていただくことによりまして、移住者や来訪者が増え、活気あるまちづくりにつながるものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） それでは、2点目、予算書でいいますと31ページになります無人航空機の関連でお答えをいたします。

マルチコプター等の無人航空機ですが、いわゆるドローンといわれているものです。市場規模の拡大とともに、ドローンビジネスに参入する企業が増えておりまして、ドローンによる空撮、映像分野を皮切りに、土木測量分野、農業分野等への活用が進んでいるほか、物流分野においてもドローンを活用すべく国内で実証実験が行われているところでございます。

たまたま、けさの信毎に家屋調査にも活用するといった企業の記事が載っておりました。また、自治体におきましては、消防、防災、災害対策の分野でドローンが導入されているほか、広報や観光分野においても活用が期待されており、そのほかにも行政分野においてさまざまな可能性があると感じております。

今回の補正予算には、機体本体や予備バッテリー等の附属品を加えた53万円、このほかに、その上のほうの行にあります損害保険料、機体及び傷害保険ですが、10万円と、国土交通省の許可、承認を得るために必要とされている職員、当町、2名が今訓練を受けておりますが、この飛行訓練を受ける際の講師謝礼、3,000円掛ける18回で5万4,000円を計上させていただいております。

当町が見込んでいる導入の効果としましては、災害発生時の土砂崩落現場など人の立ち入りが危険な現場において速やかな状況確認が可能となるほか、上空から火災現場ですとか行方不明者の捜索支援など消防団活動への活用も期待しているところです。防災面においては、久保沢川ですとか滝沢川ですとか、河川両岸の倒木状況の現状確認についても、現地確認作業の安全性と効率性の向上などを期待しています。こうした効果が十分発揮できるよう、担当職員が無人航空機の操縦訓練を重ね、基本的な技術を身につけてから国土交通省の飛行に係る許可承認を得た後に適切に運用してまいりたいと考えております。

また、こういった災害や防災等の対応に加えまして、飛行訓練を兼ねました広報

の活動にも有効活用して、あわせて操縦技術の向上に努めてまいりたいと考えているところですので、よろしくお願いたします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） 予算書の32ページになります教育委員会事務局一般経費95万3,000円についてでございます。

町長挨拶のとおり、この経費につきましては寺子屋塾とステップアップスクールの開催に係る費用になります。講師謝礼の77万1,000円につきましては、新たに講師として協力いただく先生方の講師謝礼、小学校で6名分、中学校では4名分、そのほか寺子屋特別編として計画しておりますボードゲーム講座、そういったところの講師の謝礼になります。

費用弁償の17万4,000円、こちらにつきましては、講師のそれぞれ学校までの車代、安全保険料は寺子屋塾、ステップアップスクール開催中の保険料になります。

当面の目標ということでございますが、小学校では事前に寺子屋塾のアンケートを実施しまして、1クラス20名程度の参加を想定しております。児童生徒の学習に対して少しでも意欲や理解を深めることができる一助となるよう、末永く続けてまいりたいというふうに考えております。

寺子屋特別編のほうにつきましては、知的好奇心を刺激し、コミュニケーション力それから表現力を養うこと、そういったことを目標としまして、それぞれボードゲーム、それから新聞記者の記者体験、そういったことを実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 今の寺子屋塾、ステップアップスクールの件で少し補足させていただきます。

井田議員からは、プレ寺子屋というお言葉をいただきまして、今回プレであるというようなことでお感じかなと思われましたので、念のため補足いたします。

実は、3月の議会の時点では、フルサイズのこういったことができるのかという

ことについては、予算的な問題とあと講師の確保などの問題がありまして、正直言  
ってできる自信が100%なかったということで、プレという言葉を使わせていた  
だきました。ですが、実際には6学年におきまして、週1回ではありますけれども、  
フルサイズのものができるようになりましたということで、既に本年度の時点でプレ  
という位置づけではないというふうに考えております。

ただ、今後、今年度の成果を受けて、チェックをして改善をする、そして来年度  
につなげるといったように、来年度以降のさらなる内容の向上については図ってい  
くつもりでいます。いわゆるPDCAサイクルを使いまして、来年度以降のさらな  
る内容の向上を図っていく所存でございます。ですが、既に本年度からプレではな  
いということで御理解いただければ幸いに存じます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） すいません、もう1点ありまして、まず、もう1点追加で補足の  
質問をお願いします。

同じ消防費の31ページの款1、項1、消防費の中で、自主防災組織の活動育成  
指導について、今の平成30年度の補正でもありましたけれども、なかなか立ち上  
がっていかないということで、今後の予算についてのちょっと計画と、それから自  
主組織はあくまでも町はサポートしていくという考えとお聞きしましたけれども、  
その育成支援へ向けて、それでもサポートする各地区、まだ全地区ではございませ  
んので、その点につきまして、前回にも質疑をしたんですけれども、各地元消防団  
とかへの費用弁償、そういったときに必ず地元消防団がサポートするんですけれど  
も、そういった費用弁償についてはどのようにお考えなのかをつけ加えさせていた  
だきます。

続けまして、今のお答えいただいた中で、まず教育費の中なんですけれども、今、  
町長のお答えがありましたけども、内容の中で、当町の公設塾は中学校のサタデー  
スクールから発展したステップアップスクールが、今度小学校にまたプラスされて  
ということで、この予算の位置づけというのが、教育委員会の事務局の一般経費、  
つまり教育委員会直轄の事業と理解しているんですけれども。このたび小学校を対  
象に、今、町長の答弁にありました、プレでなく寺子屋として行われるわけですけ  
れども、改めて確認なんですけども、事業の内容的には教育振興費というようなイメー

ジが強いんですけれども、イメージというか、ずっと管理一般経費というよりも、今後このような解釈はもう否定できないんですけれども、この項目の計上理由と、今後も同様になるのか、扱いはどのようになるのか、その点だけ今再質問で教えていただきたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） それでは、自主防災組織の関係でお答えをいたします。

本年度、当初予算では、当該補助金は54万円を計上しております。現時点では、町内自主防災組織からの当該補助金の交付申請はございませんが、先ほど企財課長のほうから若干説明がありました補正予算の中で、自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業につきましては、寺沢区の自主防災会の申請が採択され、倉庫及び発電機の導入経費に対して30万円の助成金が内定しているところです。

同時に、豊昇区の申請、こちらは自主防災会ではないんですけれど、豊昇区、区としての申請も採択されまして、発電機ですとかテントなどの購入経費に対して250万円の助成金が内定をしております。

専決処分事項の報告のときにもお答えしましたとおり、今後も事業内容に応じまして町の補助金と県の助成金を積極的に使い分けて支援していきたいというふうに考えております。

組織の立ち上げにつきましても、専決処分の報告のときにお答えしましたとおり、昨年度は2団体、今年度4月に入ってから、既に豊昇区1団体が結成届が出てきております。なかなか一遍にたくさんというふうな状況にはならなくて、区の中에서도いろいろ議論をしていただきながら、ゆっくりゆっくり増えていっているという状況でありまして、引き続きこちらのほうも育成支援についても続けていきたいと。

当然、8団体設立されましたので、設立して終わりではなくて、各自主防災組織が中心となつての各地区での防災訓練への支援ですとか、あと三ツ谷区で取り組みました地区で独自の防災マップ作製とか、そういった活動は、既に結成された8地区につきましては、そちらの活動への今度支援を引き続き続けてまいりますのでよろしく願いいたします。

費用弁償につきましては、やっぱり消防団員とかという状況とか違ひまして、あくまでも自主的に、とにかく危険なことはしていただかなくて結構な組織です。いざ有事の際には、1人の死者も出さないという観点で、消火活動ですとかそういった

たものに参加する自主防災組織ではなくて、とにかくみんなで素早く避難していただく、それを有事の際には中心とした活動にさせていただきたいので、特に費用弁償、補償ですとかということのないような活動をしていただいておりますので、ちょっと自主防災組織へのその費用弁償という部分については考えておりませんので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 現在の教育委員会事務局一般経費の中でステップアップスクールそれから寺子屋塾の予算を計上したわけでございますが、今年度はこのところで当初からステップアップスクールの経費を組んでおりました。

来年度、この科目が適当なのか、それともそれぞれの小学校費、中学校費、そちらのほうが適当なのか、検討を進めまして、また新年度に向けて進めていきたいと思っております。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） わかりました。

1点、ちょっと確認、ちょっと誤解があるようで、自主防災組織への費用弁償でなく、そこのかかわる消防団員が、そもそもそういうことを、もともと自主防災を組織が立ち上がる前までそういうところをあまり想定していないので、そういう部分でサポートする地元消防団とか、そういう部分での方での費用弁償ということでございます。

わかりました。終了します。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。

池田健一郎議員。

（9番 池田健一郎君 登壇）

○9番（池田健一郎君） 9番、池田です。直接のあれのことじゃないんですけども、企画財政課の資料で、資料3に予算の内容をまとめて出してくれてありますけれども、歳入歳出あるいはこの補正については、金額的には全然問題ないんですけども、この内容というところのまとめと補正の額が、我々ざっとこの数字だけ見ていると、えらく合わないんです。ただ、予算書をよく見ればいいんじゃないかということであるんですけども。

このところで、例えば、衛生費の児童福祉費が約700万ぐらい減額になっている。これは、先ほどちょっと課長のほうから説明ありましたが、そのほか300万、500万という金額の違いがあるので、こういった項目は全て記載するべきではないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 萩原企画財政課長。

（企画財政課長 萩原春樹君 登壇）

○企画財政課長（萩原春樹君） お答えをいたします。

池田議員おっしゃるとおり、右側の欄の内容の合計数値と補正額が一致しないような状況になってございます。

今回の補正内容につきましては、人件費の減額が大きかったところについては、補正額がどうしてもマイナスの表記になってきております。ただ、その項の補正予算の内容については、うちのほうでできるだけ増額になった内容をこの表で表現したかったというところで、このような表記をさせていただきました。実際の補正額とはちょっと乖離してしまっているところがございますが、そのような表記の方法をさせていただいたということでございます。

今後については、その時々補正内容ですとか、そういったものを考慮して、最善となる内容をこちらのほうに表記するようなことを考えたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○9番（池田健一郎君） 課長の説明のとおりですけれども、減額のところはまあまあよろしいんですけれども、増額が500万、300万とあるやつが隠れているというような感じを受けるんです、我々、予算書から。

したがって、こういったところもしっかり表記しておいていただくほうがよろしいかと思っておりますけれども、改善の余地はございます。

○議長（小井土哲雄君） 萩原企画財政課長。

○企画財政課長（萩原春樹君） 今回添付をさせていただいたものにつきましては、あくまでも補正内容を説明する補完資料ということで御理解をいただければと思います。実際については、補正予算書の事項別の明細書を御確認いただければそれが一番よろしいかと思うんですけれども、大変申しわけございませんが、こちらについては主だったものの内容というようなことで、全てをこの中に網羅することはちょっと

と難しいかと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○9番（池田健一郎君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第21 議案第53号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別

会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第21 議案第53号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） それでは、議案書の95ページお願ひいたします。

議案第53号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出する。

令和元年6月7日 提出

御代田町長 小園拓志

それでは、予算書の1ページをお願ひいたします。

令和元年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

なお、平成31年度予算全体における元号の表示については、「令和」に統一するものとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億809万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

ということで、2ページお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款4、国庫支出金、項2、国庫補助金、こちら58万3,000円の増額でございます。内容ですが、介護報酬改定に伴いますシステム改修等の補助金が51万2,000円ほど、それから補助対象となっております人件費、増額となっております。その分といたしまして、7万1,000円ほどがございます。

それから、款6、県支出金、項2、県補助金、こちら3万5,000円の増でございますが、こちらも人件費の増額に伴うものでございます。

款8、繰入金、項1、他会計繰入金、こちら38万7,000円の増額でございます。こちらも人件費の増額、それからシステム改修の増額分でございます。

歳入合計、100万5,000円となっております。

続いて、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、総務費、項1、総務費、こちら86万3,000円の増額でございます。こちら、内容ですが、低所得者への保険料の軽減強化制度、こちらを周知するためのリーフレットの印刷代6万3,000円、それからシステム改修費等で80万円の増となっております。

款3、地域支援事業費、項1、包括的支援事業任意事業費、こちら18万6,000円の増となっておりますが、人件費の増でございます。

款6、予備費、項1、予備費、4万4,000円の減額でございます。

歳出合計、100万5,000円となっております。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第 2 2 議案第 5 4 号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計補正

予算案（第 1 号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 2 2 議案第 5 4 号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 9 6 ページをお願いいたします。

議案第 5 4 号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について  
地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を、別紙のとおり提出いたします。

令和元年 6 月 7 日 提出

御代田町長 小園拓志

次の補正予算書 1 ページをご覧ください。

令和元年度御代田町の公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

なお、平成 3 1 年度予算全体における元号の表示については、「令和」に統一するものとする。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 9 3 9 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 7, 8 7 0 万 1, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次の 2 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款 3、国庫支出金、項 1、国庫補助金、補正額 1, 4 0 0 万円の増額でございます。社会資本整備交付金で行いますストックマネジメント計画の業務委託料で、事業費 2, 8 0 0 万円を予定し、補助率 2 分の 1 の額でございます。

款４、繰入金、項１、他会計繰入金は、一般会計からの繰り入れでございまして、補正額５３９万８、０００円の増額をお願いするものでございます。したがって歳入合計は補正額１、９３９万８、０００円の増額となり、総額７億７、８７０万１、０００円でございます。

次の３ページをお願いいたします。

歳出、款１、土木費、項１、都市計画費、補正額１、９３９万８、０００円の増額でございます。社会資本整備総合交付金、ストックマネジメント計画の策定による委託料でございます。

款２、公債費、こちらにつきましては増減がございませんでしたので、したがって歳出合計は補正額１、９３９万８、０００円の増額となり、総額７億７、８７０万１、０００円でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。市村議員。

（１２番 市村千恵子君 登壇）

○１２番（市村千恵子君） 議席番号１２番、市村千恵子です。

１点お聞きします。歳出のほうの款１、土木費、２、公共下水道建設事業費でありますけれども、説明のところでストックマネジメント計画策定委託料２、８００万円が計上されているわけですが、この事業内容についてお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

下水道施設の改築については、下水道長寿命化支援制度に基づき御代田町、御代田浄化管理センターの下水道長寿命化計画を平成２４年度に策定し、国土交通省の交付金を活用しまして、平成２６年度から平成３０年度までに標準耐用年数を経過した個々の施設ごとの更新工事を実施してまいりました。

平成２７年１１月に下水道法の改正により、長寿命化対策のような施設ごとではなく、下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら維持管理計画、改築を一体的に捉えて計画することとなりました。

これまでの下水道長寿命化計画の継続事業として、今後交付金を活用した改築に当たっては下水道ストックマネジメント計画の策定に基づいていることが条件となりました。

下水道ストックマネジメント計画は、処理場、マンホールポンプ、管渠など下水道施設全体の計画となります。今年度は御代田浄化管理センターとマンホールポンプ36基の基本計画を、来年度に下水道管路の基本計画を作成いたします。

業務の内容といたしましては、現状を把握するための施設の情報収集、現状の整理、リスク評価、施設管理の目標設定、長期的な改築事業の計画設定、点検調査計画の設定など方針を定めてまいります。これらの基本計画に沿った今後の改築、改修事業を社会資本整備交付金事業において実施してまいりますのでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第23 議案第55号 令和元年度御代田小沼水道事業会計補正予算案

（第1号）について専決処分事項の報告について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第23 議案第55号 令和元年度御代田小沼水道事業会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書97ページをお願いいたします。

議案第55号 令和元年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により議案第55号 令和元年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）を、別冊のとおり提出いたします。

令和元年6月7日 提出

御代田町長小園拓志

次の補正予算書、1ページをお願いいたします。

令和元年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

なお、平成31年度予算全体における元号の表示については、令和に統一するものとする。

第1条 令和元年度御代田小沼水道事業会計、第3条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、第51款、水道事業費用、第1項、営業費用といたしまして118万6,000円の減額をお願いするもので、人事異動に伴います総係費の減額をお願いするものでございます。

第2項、営業外費用、第4項、予備費につきましては、増減はございません。補正額の合計は118万6,000円の減額となり、総額1億6,850万1,000円となります。

第2条 予算第4条中に定めた資本的支出の予算額を次のとおり補正する。

資本的支出につきましては、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費といたしまして663万3,000円の増額をお願いするものでございます。

こちらは西軽井沢団地の更新工事に伴いまして、現地測量などの業務委託を実施するものでございます。

第2項、企業債償還金、第3項、予備費につきましては、増減はございません。補正額の合計は663万3,000の増額となり、総額1億1,180万4,000円となります。

2ページをお願いいたします。

第3条 予算第6条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正いたします。

こちらにつきましても、人事異動に伴う総係費の減額をお願いするものでございます。

職員給与といたしまして118万6,000円の減額をお願いするもので、5ページにありますように給料67万7,000円、手当43万7,000円、法定福利費7万2,000円をそれぞれ減額補正するものでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第24 報告第2号 平成30年度御代田町土地開発公社事業報告、  
財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第24 報告第2号 平成30年度御代田町土地開発公社  
事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の98ページをお開きください。

報告第2号 平成30年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照  
表及び損益計算書の報告について

平成30年度御代田町土地開発公社の事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益  
計算書を、令和元年5月16日御代田町土地開発公社理事会に提出し承認されたの  
で、地方自治法243条の3第2項により、別紙のとおり報告をします。

令和元年6月7日 提出

御代田町長小園拓志

内容につきましては、第47期事業報告書により説明をいたします。

議案書の101ページをお開きください。

平成30年度の事業報告書でございます。

初めに概要です。当社は、公共用地等の先行取得及び管理、処分を行うことに  
より、御代田町の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的としている。  
当年度においては、やまゆり工業団地の造成設計及び開発申請を行った。

2番目としまして、理事会議決事項です。

こちら30年5月25日、31年の2月5日、2回の理事会を開催しまして、3件を議決いたしました。

3番の会計であります。

初めに、財産目録です。1番としまして、流動資産です。現金、預金で619万3,418円でございます。内訳につきましては、普通預金で269万3,418円、定期預金で350万円となっております。

(2)としまして、公有用地7,259万3,028円です。内訳につきましては、旧鉄道用地64万973円、代替用地としまして7,195万2,055円となっております。

3番目は、土地造成事業用地としまして、やまゆり工業団地の用地でございます。1億2,677万1,222円となっております。資産の合計2億555万7,668円となっております。

次の102ページをお願いいたします。

こちらが30年度の損益計算書になります。

1番の事業収益、2番の事業原価、ともに0になってございまして、事業総損失は0円となっております。

3番の販売費及び一般管理費でございます。17万3,000円の支出です。内容としますと、役員報酬、法人町県民税、手数料等の支出でございます。

以上から、事業損失は17万3,300円となっております。

4番の事業外収益は、受取利息としまして374円です。普通預金と定期預金の預金利子となっております。

5番の事業外費用は、0円ということから、経常損益は17万2,926円でございます。

6番の特別利益、7番の特別損失は、ともに0円のため、当期純損失、また当期損失は17万2,926円となっております。

103ページをお開きください。

こちらが貸借対照表となっております。

初めに、資産の部です。

流動資産として現金、預金で619万3,418円、公有用地64万973円、完成土地等としまして1億2,677万1,222円、代替用地として7,195万

2,055円です。資産の合計は2億557万7,668円となっております。

続いて、負債の部です。

2番の固定負債としまして、長期借入金1億3,870万円ございます。こちらは町の土地開発基金からの借り入れとなっております。負債の合計は、こちらの長期借入金1億387万円という状況でございます。

続いて、資本の部です。

資本金は、基本財産としまして、設立当初の町からの出資金ということで350万円であります。

2番目としまして、準備金または欠損金です。前期の繰越準備金は6,353万594円で、当期の純損失17万2,926円ということから、準備金の合計は6,335万7,668円となっております。

資本金とあわせた資本合計は6,685万7,668円となっております。ここにさらに固定負債をあわせました負債資本合計は2億555万7,668円となっております。上記の資産合計と一致をいたします。

平成30年度のキャッシュ・フロー計算書が104ページでございます。

事業活動によるキャッシュ・フローとしまして、土地の造成事業の支出、こちらやまゆり工業団地の開発許可申請に係る測量設計委託料でございますが、275万6,064円を支出してございます。人件費の支出としまして10万2,000円、役員の報酬でございます。その他の業務支出として7万1,300円ということで、先ほども申し上げました町県民税、また手数料の支出7万1,300円であります。

それと利息の受取額374円ということで、事業活動によるキャッシュ・フローはマイナス292万8,990円であります。

3番の財務活動によるキャッシュフローでございます。

300万円となっております。こちら新たに土地開発基金から借入金を300万円しております。

以上のことから、現金同等物の増加額は7万1,010円、現金及び現金同等物の期首残高は612万2,408円、期末残高としまして619万3,418円となっております。

以下、105ページからは決算に関する説明書、107ページからは附属明細書、113ページにつきましては30年度の監査報告となっておりますので、御確認を

お願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告を終わります。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成30年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告を終わります。

―――日程第25 報告第3号 平成30年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第25 報告第3号 平成30年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、議案書の114ページをお願いいたします。

報告第3号 平成30年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について

平成30年度御代田町繰越明許費に係る繰越計算書を、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和元年6月7日 提出

御代田町長小園拓志

115ページをお開きください。

こちらが平成30年度繰越明許費の計算書となっております。

初めに、一般会計でございます。

款6農林水産業費、項3、農地費、事業名、農村漁村地域整備交付金基盤整備促進事業でございます。こちらは児玉雨池地区の農業用排水路の改修事業でございます。翌年度繰越額は1,806万4,000円でございます。こちらの財源の内訳につきましては、未収入特定財源の県支出金としまして918万円、地方債

800万円、一般財源88万4,000円となっております。

続きまして、款7、項1の商工費、プレミアム付商品券事業の事務費に係る事業でございます。翌年度繰越額123万6,000円で、財源内訳は未収入特定財源で国庫補助金123万5,000円、一般財源1,000円でございます。

款8、土木費、項2、道路橋梁費、道路維持管理経費です。こちらは谷地沢大塚線の舗装修繕工事の経費で、翌年度繰越額は320万円で、全て一般財源でございます。

続きまして、都市再生整備計画事業、久能梨沢線の道路改良工事に係るものです。繰越額、翌年度繰越額3,700万円で、財源は未収入特定財源の地方債で3,150万円、一般財源550万円となります。

それと町単独道路新設改良費、こちら児玉雨池地区の農業用排水路の事業関連で坪谷地線の道路改良工事となります。翌年度繰越額620万円で、こちらも全て一般財源となっております。

款10、教育費、項2、小学校費、事業名、北小学校維持管理経費、南小学校維持管理経費、項3、中学校費、中学校維持管理経費、こちらは全て冷房設備の設置事業費となっております。

北小学校につきましては、翌年度繰越額5,513万4,000円、財源内訳は未収入特定財源としまして国庫支出金1,245万4,000円、地方債2,490万円、一般財源は1,778万円でございます。

南小学校につきましては1,164万7,000円で、未収入特定財源は2,030万6,000円が国庫支出金、地方債が3,980万円、一般財源2,154万1,000円となっております。

中学校費の繰越額5,745万6,000円です。財源内訳は未収入特定財源の国庫支出金1,743万3,000円、地方債で3,360万円、一般財源640万3,000円となっております。

続きまして、116ページです。

公共下水道事業の特別会計になります。

款1、土木費、項1、都市計画費、事業名は、町単独八ヶ倉マンホールポンプ場のポンプ交換工事でございます。翌年度繰越額648万円で、財源内訳につきましては、未収入特定財源の地方債で360万円、一般財源288万円となっております。

ます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告を終わります。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成30年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第44号から議案第55号までは、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第26 陳情第10号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を  
求める陳情―――

―――日程第27 陳情第11号 義務教育費の国庫負担制度の堅持・拡充を  
求める陳情―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第26 陳情第10号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情について、日程第27 陳情第11号 義務教育費の国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情について、お手元に配付してあります陳情付託表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しますので審査願います。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時24分